

國立政治大學日本語文學系研究所

碩士論文

指導教授：于乃明博士

長州藩と薩摩藩における廃藩置県の構想
—木戸孝允と大久保利通を中心に—

研究生：黃虹甄 撰

中華民國一〇三年七月

要 旨

廃藩置県は、日本の近代にとって画期的な意義を有するもので、近代国家構築のためのきわめて重要な前提である。また、この時期迫り来る欧米列強の圧力のなかで独立を維持するためには、中央集権国家の樹立が必要となった。廃藩置県を考えるうえで最大の問題となるのが、維新政権と藩との関係なのである。特に、当時政権の主導権を握る薩長両藩の出身者である。

明治初期、大久保利通と木戸孝允の基本構想は、集権的な統一国家の形成にあたり、藩に依拠する幕藩体制は脱ぎ捨てられ、権力の集中が図られることになった。しかし、諸藩に依拠しなければならぬ維新政権にとって、藩体制を一挙に解体することは至難のわざであった。そこで、藩体制を維持しながら中央集権化を進めるといふ、矛盾した困難な途を模索することになる。この時、木戸と大久保が廃藩置県に賛成した理由と背景、さらに彼らの立場の解明は、廃藩置県の政治過程を正確に把握するうえで重要な問題と考えられる。

第二章では、廃藩置県の背景を明らかにしておきたい。第三章では、版籍奉還の構想は、諸藩的な割拠体制を打破して、廃藩を目指す第一着手である。当時、木戸が憂慮しているのは、諸藩が朝廷の権力を左右するという「尾大の弊」について詳しい論じるものである。そして、第四章では、維新政府リーダーたちの中央集権化の意図と様々な改革が進行する過程について論じていく。第五章では、薩長連合と廃藩置県の断行を明らかにするものである。また、廃藩置県断行の直後、木戸と大久保の心理の変化も探求してみたい。

本研究では、廃藩置県断行の過程を木戸孝允と大久保利通の意図に探ることが主な目的である。木戸と大久保といったトップリーダーの政治行動とそれを支える政治意識を、廃藩置県の構想を対象として確実に分析してみたい。

キーワード：廃藩置県、明治維新、木戸孝允、大久保利通、中央集権化

目次

第一章 序論.....	1
第一節 研究動機と目的.....	1
第二節 先行研究.....	3
第三節 研究内容と方法.....	4
第二章 維新政権の確立.....	7
第一節 王政復古の大号令.....	7
第二節 戊辰戦争の影響.....	9
第三章 版籍奉還.....	16
第一節 木戸孝允—「尾大の弊を防ぐ」.....	16
第二節 大久保利通—「土地人民返上」.....	22
第三節 四藩主の上表.....	24
第四節 木戸孝允—知藩事世襲制の反対.....	27
第四章 中央集権化への模索.....	31
第一節 反政府運動.....	31
1 長州藩の脱隊騒動.....	31
2 薩摩藩の反発—大久保利通と島津久光の対立.....	35
第二節 西郷隆盛の親兵創設構想.....	40
第三節 木戸孝允の急進主義から漸進主義へ.....	46
第四節 政府の改革.....	54
1 大久保利通—政府強化構想.....	54
2 木戸孝允—政府改革案.....	56
3 木戸・西郷の参議就任.....	58
第五章 廃藩置県の断行.....	64
第一節 諸藩財政の窮迫.....	64

第二節	長州藩における廃藩論の台頭.....	68
第三節	薩長両藩の秘密会談.....	71
第四節	廃藩置県の構想.....	73
1	木戸孝允—「万国対峙」.....	73
2	大久保利通—「大事の成る」.....	79
第五節	廃藩置県の衝撃.....	82
第六章	結論.....	86
附録	90
参考文献	98



第一章 序論

第一節 研究動機と目的

二百六十年以上つづいてきた江戸時代の体制は幕藩体制と呼ばれている。それは幕府（将軍）と藩（大名）に基づいた政治社会体制である。幕府にかわってできた新政府は、欧米列強が虎視眈々と見守る中で、独立を維持するため、早急に日本を近代的な中央集権国家に生まれ変わらせるという課題に直面していた。そして、日本を近代国家になるため、様々な改革を進めた。

日本の新王権の定着は、明治天皇を中心に、実質的に日本の全国的統一政権を確立させることであって、この第一歩が王政復古の大本营であり、その第二歩が版籍奉還の推進である。版籍奉還は、薩長土肥が、率先して、徳川幕府から与えられ、支配をまかされていた版籍を一旦天皇に返したことによって指導権を掌握し、これをきっかけに明治政府における四藩専制体制の基礎が定められた。

こうして、幕藩的封建制は解体させられ、中央集権的近代国家の形式が整えられた。しかし、集権化政策が進められてきたものの、諸藩の財政はますます悪化の一途をたどった。特に、戊辰戦争の軍事費が諸藩の財政を苦しめることになった。またその時期には維新政府の軍事力はほとんど有力藩である長州藩と薩摩藩の藩力に依存した。

長州藩の中心人物は木戸孝允（1833～1877）であり、薩摩藩のほうは大久保利通（1830～1878）である。彼らはつねに明治維新史の中心的集団のリーダーとして活動した政治家であっただけでなく、政治思想家としてもきわめて豊かな思想的営為をおこない、明治国家体制の構想者として大きな歴史的影響を残し、近代国家への路線を提起していることである。木戸と大久保は廃藩置県と中央集権体制構築にあたって中心的役割を果たした。当初、政府改革について木戸と大久保が対立し、改革の行方は、混乱していたが、廃藩断行という急進的な中央集権徹底の目標を立てることで、両者は協力するようになった。

廃藩置県は、日本の近代にとって画期的な意義を有するものであったが、同時に、そこには私たちにとって不思議な深い謎も残されている。その最たるものは、幕府が倒れた後に成立した維新政権が、表面的には天皇親政を掲げたものの、実質的には諸藩に支えられた政権であったにもかかわらず、何故、自らの基盤でもあった藩体制の解体という一大飛躍を明治四年七月の時点で決断したのか。また、廃藩置県を考えるうえで最大の問題となるのが、維新政権と藩との関係なのである。特に、当時政権の主導権を握る長州藩と薩摩藩である。

したがって、少数の薩長出身の政府実力者たちを中心にひそかに計画され、政府から諸藩へ一方的に通告する形で断行された。しかし、数百年つづいて以来日本の封建体制は一瞬に否認されることができるのか。廃藩置県の発令に新政府のリーダーたちを踏み切らせた原因は、何だろうか。廃藩置県はどうして必要なのか。

原口清が指摘したように、「西郷隆盛の親兵創設構想によって大久保も廃藩断行に踏み切ることができた」という論説がある。また、廃藩置県を構想し推進した第一人者は木戸であったと述べている。こうみえてくると、この時、木戸と大久保が廃藩置県に賛成した理由と背景、さらに彼らの立場の解明は、廃藩置県の政治過程を正確に把握するうえで重要な問題と考えられる。

それには、1869年樹立される太政官政府の特質と維新変革の課題の展開から帰結する廃藩置県、四藩連合が創出しようとした統一国家政権、結局矛盾になって爆発した征韓論と大久保政権の成立など、明治初年は維新史ではもっとも未開拓時期の国家について構想を解明する必要があると思っている。

明治新政権の確立過程は豊かな研究蓄積がある。また、廃藩置県実施の政治過程についての研究があるが、トップリーダーである政治家の政治行動と政治意識を問題とした研究は、数が多くない現状である。

本研究では、廃藩置県断行の過程を木戸孝允と大久保利通の意図に探ることが主な目的である。木戸と大久保といったトップリーダーの政治行動とそれを支える政治意識を、廃藩置県の

構想を対象として確実に分析してみたい。

この研究を通じて、木戸孝允と大久保利通における廃藩置県の構想を究明することによって、明治維新史の研究に、もう一つの視点を提供することが出来れば幸いである。

第二節 先行研究

廃藩置県に関しては、1980年から、主として廃藩置県に至る政治過程を中心に研究成果がある。松尾正人、原口清、高橋秀直、宮地正人、勝田政治などの論稿や著作である。

松尾正人氏の研究については、明治初年の政治過程の中に廃藩置県を位置づけ、考察を試みた。彼の著書『廃藩置県の研究』によって、廃藩置県問題を考えるうえでの基礎的な材料と論点はほぼ出尽くしたとみてよかろう。版籍奉還の論述に始まって、これに起因する官制、藩政の改革ならび政治、社会の推移への検討があり、その過程での廃藩論の形成とその諸相と廃藩置県に至るまでの政治過程が分析されている。その中には、松尾氏が主張したように、政府内部に廃藩に導こうとする有力な政治勢力が存在したことは十分に認められる。しかし、それは政府首脳たちの意図で決めたものかという疑問を持っている。

また、廃藩置県は何故1871（明治四）年七月に突然実施されたのかという問題が存在している。この点に関する従来の研究は、次の二点に集中している。①維新政権は成立当初から藩体制の解体の意図を持っていたのか。何時ごろになって、藩体制の解体を具体的な課題として想定し出したのか。②維新政権が廃藩を決断した理由と背景はどこにあるのか。

①については、こうした研究状況に風穴をあけたのが原口清氏の論文（「廃藩置県政治過程の一考察」『名城商学』二九別冊、1980年）であった。この論文において、1870（明治三）年秋ごろの政府首脳の間には全般的廃藩構想はなく、このことは廃藩置県断行の直前まで変わらなかったと主張した。同時の維新政権とリーダーは、国際的圧力と国内諸矛盾のなかで、藩体制の存在の矛盾を強く認識しながら、その解決の道を府藩県三治制の

徹底化に求めていたと見なした。基本的に、藩体制を維持したままで中央集権化と領有制の解体をうながす方針であり、薩長を支柱の中心とする政府を樹立するという考えであった、と述べている。

②については、対外事情と国内事情のそれぞれ両方に要因を求める見解がある。前者の代表的なものとしては、対外的には唯一の主権者でありながら、国内的には旧幕府領という限られた地域の土地、人民支配にとどまった維新政権の抱えた矛盾が、廃藩置県の実施を急がせたとする見解がある。また、後者のそれとしては、とくに戊辰戦争後顕著となる藩財政の窮迫や農民一揆の発生、それに士族層を中心とする反政府運動や対外（朝鮮）強硬論の激化、台頭などが維新政権を追い詰め、廃藩置県の断行を余儀なくさせたとする見解があげられる。

また、宮地正人氏の説によると、幕末期に登場してくる諸々の政治勢力や個人によって起こされた新しい国家体制の樹立を求める動きが大きな意味で廃藩置県に結び付けたいとする声が、諸藩のうえに超越的に存在する維新政権を生み出し、それが最終的に廃藩置県につながったとみている。

以上が、維新政府首脳が廃藩置県の断行を想定した時期ならびにその理由、背景に関わる主要な見解であったが、藩財政の窮迫や反政府運動などは、廃藩置県をもたらした重要な背景であっても、主導的な要因ではないとするものである。つまり、廃藩置県をもたらした主導的な要因は、維新政府首脳による藩体制解体を目指した一連の自主的な動きにあった。とするなら、廃藩置県問題に関する、維新政府内の首脳のそれぞれの構想を深く研究することこそが、最も重要な問題となるのではなからうか。

第三節 研究内容と方法

本稿は第一章で研究動機と目的、先行研究、および研究方法について述べる。

第二章では、廃藩置県の背景を明らかにしておきたい。戊辰

戦争の終結は、ある意味で明治政権の最初の転換期となった。戦争の発生によって政府の財政状況は更に窮迫する。これがのちの版籍奉還と廃藩置県の前提になっていくと思われる。

そして、第三章では、版籍奉還の構想は、諸藩的な割拠体制を打破して、廃藩を目指す第一着手である。当時、木戸が憂慮しているのは、諸藩が朝廷の権力を左右するという「尾大の弊」である。また、大久保は「土地人民返上」建白書を出て、王土王民思想に基づいて、自らの土地と人民は天皇の所有と述べていた。一方、日本の新王権の定着は実質的に日本の全国的統一政権を確立させることで、この一治化への第一歩推進がほかならない「版籍奉還」の推進であった。

第四章では、諸藩に依拠する維新政権にとって、藩体制を一挙に解体することは至難のわざであった。また、不平士族の反政府運動は、絶えず発生していた。そこで、藩体制を維持しながらなおかつ中央集権化を進めるという、矛盾した困難な途を模索することになる。そこから、集権化を一層推進した西郷隆盛の親兵創設構想が出てくる。そして、他方木戸の基本的な政策態度は、常にリスクを伴う急進主義から漸進主義へと大きく転換した。この時期、薩長両勢力のリーダーである大久保と木戸が新政権の主流派を構成していた。中央集権国家の形成という大目標が実現する。本章は、維新政府リーダーたちの中央集権化の意図と様々な改革が進行する過程について論じていく。

そして第五章では、まず薩長連合と廃藩置県の断行を明らかにするものである。廃藩置県断行の直後、木戸と大久保の心理の変化も探求してみたい。次には、廃藩に引きつづく必然的な措置として、すなわち藩体制の打破、統一国家建設の政策が行われた。木戸の建案により、正院が太政大臣、納言、参議などで構成され、天皇が親臨して万機を裁決する所とされたように、立法、行政、司法三権の最高決定権を持つ官庁である。大久保は、最大の中央官庁である大蔵省の長官となることにより、内政の実権を握ったのである。統一国家の建設が重要な課題であるのと同じように、これからその実現のため不可欠の施策として、特に政府の人事変動について探してみたい。

本稿では、歴史学の分野でよく使われる政治家たちを書いた

書簡や日記分析法を駆使しながら、研究を進めていくこととする。

明治期、政治家の間では面会し意見を交換し合うというより、よく書簡で文通していた。当時の政治家たちは一日に何通もの書簡を書いて、お互いに送ったり、受け取ったりしていたわけである。

そして、この書簡と並ぶ重要な史料が日記である。日記は他者に見せないことを前提に書かれることが多いが、日記によって日記作成者の本音がよくうかがえるものであって、本論文で多用する所以である。

木戸と大久保の動向を調べる場合に不可欠な文献としては、日本史籍協会叢書が出版された『木戸孝允日記』、『木戸孝允文書』、『大久保利通日記』および『大久保利通文書』などがある。それは、日本近代史におけるもっとも重要な史料となっており、本研究でも主な資料として多用している。本研究は廃藩置県問題に関する時代背景とその前後の木戸と大久保の思想をこれら基本資料に依拠して、研究するものである。

第二章 維新政権の確立

第一節 王政復古の号令

維新政権は、王政復古の政変と戊辰戦争を通じて形成され、廃藩置県による統一国家成立以前の過渡期の政権である。また、幕末から明治初年の朝廷において、その時に討幕派と公議政体派に分かれ、討幕派は薩摩藩、長州藩、芸州藩(安芸藩、広島藩)で、公議政体派は土佐藩、越前藩、尾張藩である。

1866(慶応2)年1月の薩長同盟の成立後、討幕派は第二次征長戦争で長州藩を支援し、倒幕を目的とした軍事的、政治的な提携を強化している。そして、幕府と倒幕派勢力は、いずれも天皇の政治的役割を重視し、朝廷の掌握とその上で政治指導権を確保することに全力をあげたのであった。

1867(慶応3)年の前半期の政局で、幕府と倒幕派との間の最大の争点は、兵庫開港¹をめぐる問題であった。一方では、薩摩藩は、兵庫開港問題で敗退した結果、平和的な政権奪取が不可能なことを悟り、しだいに武力倒幕路線を鮮明にかわって行った。王政復古を主張する岩倉具視との提携を強め、倒幕の密勅の獲得に全力をあげている。そして長州藩と合わせて、出兵を画策したのである²。

なお、討幕派によって画策され、武家政治と共和制などを廃し、元の天皇を中心に復した政体転換を目指す。統治権が江戸幕府から朝廷に移ったことである。それは徳川を打倒し、天皇を頂点に据えた新政権を樹立するための画策である。

民衆はまだ自分自身の革命的指導部をもち全国的に結集することはできなかった。そして、封建的秩序は、いたるところで解体しはじめた。したがって、その革命的力量は、倒幕派志士に握られるほかなかった。

¹ 兵庫開港要求事件とは、慶応元年9月(1865年11月)、イギリス・フランス・オランダの連合艦隊が兵庫沖に侵入し、その軍事力を背景に安政五カ国条約の勅許と兵庫の早期開港を迫った事件。アメリカ合衆国は艦隊を派遣しなかったものの公使が同行しており、四カ国艦隊摂海侵入事件などともよばれる。

² 田中彰『近代日本の軌跡1 明治維新』吉川弘文館、1994年、p. 115~116。

そうしたら、封建体制の頂点であり、封建制の諸矛盾の焦点である幕府の打倒が当面の歴史的課題であるこの段階においては、倒幕派はある程度に民衆をにぎることができた。この時期には、どの藩にも、大なり小なりの倒幕派に心を寄せる勢力ができていた。豪農や商人の間にも倒幕思想はじょじょにひろまっていた³。したがって、時代の要請に応じ、1867年10月14日、第十五代将軍徳川慶喜は政権を天皇に返上した。つまり大政奉還の上表を朝廷に提出した。

そのうえ、翌日に朝廷はそれを許した。「大政奉還」が成立すれば幕府を討つ口実はなくなるが、西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通らは、あくまで武力で幕府を倒さなければ、安定した新政権はつukれないと確信していたので、とりあえず徳川慶喜の大政奉還願いと同じ14日早朝、「討幕の密勅」なる文書を、天皇の意志とは無関係に、自派の公卿から出させておき、15日以後にも、あらためて挙兵のきっかけをつくろうと、京阪地方でも江戸でも、あらゆる方法で幕府を挑発し、また王政に復古すれば、年貢は半減するとのうわさを流し、民心を獲得に勤めた⁴。

こうして王政復古の大号令は、大政奉還後の状況を打破するものであった。そこで、幕府だけではなく、二条摂政主導の、さらには五摂家主導の朝廷の体制も廃止する必要があった。そのためには鎌倉幕府の前にできた摂関政治の復活しかならず、より昔の体制が望まれた。すなわち、天皇は王政を復古し、国の威信を回復するという基礎を立てようとした。

1867年12月9日に王政復古クーデターが断行され、新政府が発足した。王政復古の大号令では、徳川慶喜の大政返上と将軍辞退を許可し、王政復古と国威の挽回を目的とすることが宣言された。それは「神武創業の始」に基づくこと、身分に関係なく至当の公議を集めて決定していくことを表明している。また、この大号令では、摂政、関白などの廃止が宣言され、それに代わる機構として、総裁、議定、参与の三職が設置された⁵。三職の設置は、王政復古を標榜して、総裁には有栖川宮熾仁親王、

³ 井上清『日本の歴史(中)』岩波書店、1988年、p.110。

⁴ 井上清『日本の歴史(中)』岩波書店、1988年、p.111。

⁵ 鳥海靖・松尾正人・小風秀雅『日本近現代史研究事典』東京堂、1995年、p.31。

議定には皇族や討幕派公卿および御所警備にあった五藩主、参与には岩倉具視、西郷隆盛、太久保利通ら討幕派の公卿および五藩から推挙された藩士がそれぞれ任命された。

すると、旧幕府勢力を一掃していたが、政変に際して朝廷勢力や公議政体派諸侯との提携を必要とした結果、討幕派と公議政体派との合体を余儀なくされ、王政復古政府とも称される構成となっている。こうして成立した王政復古政府は、民族統一の象徴である皇室の親政をイデオロギーとし、のちの明治新政府へと発展する。

王政復古の宣言は、天皇統治の一点をのぞいて過去の一切を否定し、百事一新の先行条件を提供した、そのような意味での、近代日本の出生証であった⁶。

それがゆえ、王政復古の大号令は、徳川慶喜の政権返上と將軍職辞退を承認し、約 700 年続いた摂関制と江戸幕府を廃絶し、武士の政治も終わりをつげた。三職の参与には、五藩（薩摩藩、土佐藩、越前藩、芸州藩、尾張藩）から三名ずつの藩士が任命され、岩倉、西郷、大久保、後藤象二郎らが実権をにぎった。同時に新政府が討幕派の指導権の確保を企図したものと言える。王政復古以後の政府が、概して討幕派である有力藩との連合を通じて維持していた。それで、討幕派が旧体制による全国的中央集権への第一歩が着手された。

第二節 戊辰戦争の影響

1868 年を通じての大きな事件は、戊辰戦争という内乱である。この内乱は、1868 年 1 月 27 日（明治元年一月三日）、鳥羽伏見の夕やみにとどろく砲声とともに始まった。しかも内乱はこの年のうちには終わらないで、翌 1869 年 6 月 27 日（明治二年五月十八日）の五稜郭陥落までつづいている。まさに一年五ヶ月にわたるのである。

江戸時代の日本は徳川幕府と諸大名による封建国家であったが、戊辰戦争を経て権力を確立した明治新政府によって行われ

⁶ 井上勲『王政復古』中央公論社、1994 年、p. 340。

た諸改革(明治維新)により、近代的な国民国家の建設が進んだ。

1868年2月12日付で、伊藤博文に送った手紙に木戸はこう述べている。

爰元之光景十分気には入不申候。一昨年、御国之戦争(四疆戦争)容易に相済候故、後之一新十分に参り不申様之気味に而、此度之戦争(戊辰戦争)もいづれも存外に容易に相片付候に付、上下とも骨に入らさる気味不少、諸事下流にのみ随ひ目前之処にばかり力を用ひ永遠之大策としては更に不被相窺、甚以不平至極に御座候得共、傍観出来不申に付、乍不及、陰となり日向となり相尽し申候得共、兎角徹上仕りかね申候。永遠之策は常人の目にも不見事ばかりにて花々敷事としては更に無之、当季之事は形而已を見で相馳せ、其实を推し候人は、甚だ少なく、政務第一之会計・内国両事務等も纔一両人之人有之候而已に而、実行之處容易に相挙り兼、付而は肝要軍防等も自ら目途不相立、多くは只々人数調べ位之処におとゞまり、宇内之大勢を察し、我力を顧み候而、前途不朽之規則等に心を用ひ候人柄は尤少く、段々建言仕見得共、思ふよふにも至り兼、慨嘆罷居中候。何歟よき御工夫ども御座候はゞ御教示偏に奉願候。根本確乎不仕ときは、決而枝葉不盛道理に付、只是而已に心をもみ申候。今日朝廷之御為と思ひ候人、多くは枝葉へ而已尽力仕もの相勝ち候に付、益根本は危く相成候道理に而、此勢にて相流れ候ときは、日本中には、当分相反し候もの無之とも、終に一統之民心不平を抱き、随而海外四方へ信を失い、不可恃ものと見透れ候様相成候ときは、いか様の大患害出来候歟も難被凶と苦心に苦心を重ね申候…⁷

木戸は「下流」にたいする「永遠之大策」の必要を主張する。「永遠之大策」とは、後半に「宇内(世界)之大勢を察し我力を顧み候て前途不朽之規則等に」と説明されるように主権国家の構築である。そして、この「永遠之大策」を進める手段は、非妥結的な「戦争」、つまり戊辰戦争である「内乱」だと述べる。

⁷ 日本史籍協会『木戸孝允文書』三、東京大学出版会、1971年、p.12~15。

これが日本の内乱に展開できないことはいけなんでしょう。内乱を手段とする中枢権力の肥大化、そして旧体制の解体である。

戊辰戦争が維新政府側にとって思いの外有利に展開しているために、国際政治の趨勢を見極めて、必死になって十年、百年先を見透して、厳しい国際環境に対応出来る新しい国家構想を立てようとする人物が維新政府の中には見当たらない。枝葉末節の問題に気をとられ、新国家の根本法規（「前途不朽之規則」）等を構想しようとするような人物はいないと慨嘆しているのである。⁸

それから、戦争と維新改革との関係を考えていくと、まず第一に、それまでかなり苦しい財政状況に加えて、戦争参加は窮迫を一層に増した。各藩とも幕末からすでに年貢を中心とする収入ではどうていまかなえず、三都の大商人や領内の豪農商などからの借金や専売による収入、さらには藩札の発行などにより、かろうじて財政を維持していた。そこに戊辰戦争の軍事費の支出が重くのしかかることにより、諸藩の財政運営はますます苦しくなっていた⁹。これがのちの版籍奉還と廃藩置県的前提になっていると思われる。

二番目には、武士社会の解体にともなう社会福祉政策としての地禄処分がある。要するに、失業手当が新政府財政の三十四パーセントを占めるという巨大な額にのぼったことである¹⁰。

それに、1869年四月ごろの大久保の意見書は、当時の政治危機について「近来容易ならざる形態に推移り、外外国の軽蔑を受、内草莽の凌辱を蒙り、下人心に於ては物議騒然、日々紛乱に及ぼんとす。堂々たる政府の大権何れの地に在るを知らず、真に旧幕府の悪政に劣ること幾許ぞや」と感嘆した。かくて下民蜂起との対決、草莽浮浪の士の整理を決意した封建支配者たちが、外国の侵略にたいする危機感と相まって、権力の早急な統一を求めたのは、当然であった。加るに戊辰戦争への出兵は、すでに枯渇していた諸藩の財政をどん底に落とし入れた。

⁸ 福地惇『明治政府と木戸孝允』高知大学学術研究報告人文科学編第44巻、1995年、p. 89～109。

⁹ 長野暹『西南諸藩と廃藩置県』九州大学出版会、1997年、p. 261。

¹⁰ 小島慶三『戊辰戦争から西南戦争へ／明治維新を考える』中公新書、1996年、p. 122～123。

各藩の借金の状況をみてみよう。藩全体の数は277で、1843（天保14）年以前の古債総額は1202万円、1844-67（慶応3）年の二十四年間の負債が1122万両、これに対し1868-71（明治4）年廃藩までの四年間の負債が1282万両（ほかに政府からの借金643万両）であった。年がくだるにしたがって、物価が上がっていることを考慮にいれたとしても、戊辰戦争時にたまった負債がいかに大きいか知ることができよう。また武器購入などによる外国からの借金が400万両あり、そのほとんどは1868年以後のもち134藩にのぼり、金沢、紀州、熊本、肥前、土佐、岡山などの大藩が名をつらねていた。領主の立場からしても廃藩は不可避であった¹¹。

1869年12月には、狭山藩と吉井藩（ともに一万石の最小藩）が廃止されたのをはじめ、盛岡、長岡、福本、高須、丸亀、竜岡、徳山、大溝、津和野の諸藩が廃止された。その多くは、藩制改革の失敗や財政窮乏のため、藩の存続が不可能となって、藩知事（藩主）と藩士の家禄を中央政府の負担に肩替わりさせたのである。

三番目には、明治二年五月、その論功行賞があり、新政府にたてついた旧幕府側に対しては苛酷な処分が行われた。

諸藩への戦功賞典及び処分のうち主なものを附録1に挙げよう¹²。

一番ひどかったのは会津藩で、二十八万石から斗南藩三万石へ極減され、移り住んだ藩士らは苛酷な風土に悲惨を強いられることになった。斗南は元々南部藩時代より米農家以外は金・銭での納税が認められている土地で、実際に年貢として納められた米は7310石であった。収容能力を超えて移住した旧藩士と家族は飢えと寒さで病死者が続出し、日本全国や海外に散る者もいた。これによって、維新政権が軍事力を直接使って廃藩に追い込んだ。

処分については寛嚴の二論が新政府内にあったが、おおむね木戸の意見に基づいて決定された。木戸は新政府への反抗は重

¹¹ 後藤靖『士族反乱の研究』青木書店、歴史学研究叢書、1967年、p.98。

¹² 佐々木克『戊辰戦争』中公新書、1977年、p.210～212。

罪と述べていたが、「御親断」によって寛大な処置とする必要を唱えた。それが天皇の慈悲の強調である。これは、処分の詔書に会津藩主松平容保らの罪は、「逆科にあり宜しく厳刑に処すべき」であるが、「朕不徳にして教化の道」がまだ立っていない現状から「非常の寛典」に処した、とあることに現われている¹³。また、木戸は領地没収を厳格に行えば多くの浪人が発生し、治安の上で憂慮すべき事態となると予想し、これは是非とも避けなければならないとも主張していた¹⁴。

また、木戸は軍務官副知事の大村永敏へあてた明治元年10月4日の書翰で、

「……（前略）當時にふは直に盡我臣下といたすと申次第に至り兼候故不得止浪人もの澤山出来申候必竟皇國內之事に付其内に浪人澤山有之候ふは始終政事之為には甚邪魔ものなり依ふ可成は且々に食われ候様にして御所至相立候が可然歟と奉存候佛前之説法申上るに不能候得ども任筆申上候南部庄内會仙之間にはいり候歟何も御高按奉仰候……（後略）」¹⁵

浪人が数多く出るようでは「政事」の「邪魔」になるとし、なるべくは「且々に食われ候様にして御所至相立候が可然」とも書き送っていた。つまり、浪人を出さない範囲で新たな没収地の管理を諸藩に命じていたのである。

戊辰戦争についても、内乱が長期化することを危惧する一方で、「今日の戦事は大政御一新に付候ては、御基本の相立候為に如此良法は無御座」と述べていた。鋭敏な木戸は御一新を達成しようとする観点から、戦争に完全な勝利をえることが、諸藩の力を弱めて政府の基盤を強固にするために好機と見て把握している。

それに、木戸が薩藩重役の小松帯刀に送った書簡には、曰く

「於愚存は、今日余賊再沸之折柄に付候而は屹度官軍

¹³ 宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀』二、吉川弘文館、1969年、p.120。

¹⁴ 勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年、p.41。

¹⁵ 前掲「大村益次郎書翰」『木戸孝允文書』三、p.157～158。

之氣を起し一掃に及び候而、然る後、被仰出候而、不晩事歟と奉存候。御一新に付確乎御基礎之相据り候事、戦争より良法は御座無候。太平は誓て血を以ての外、買求不相成ものと愚考仕候。乍去、今日之姿に而彌久候而は天下大疲弊は、眼前に迫り、必外夷之輕侮を受け候而已ならず、髓而大瓦解と奉存候。目前之安きを求め候得は、自ら皮表之治療に馳せ、筋骨より復するの手段に候得ば、頑毒を發表して、かり尽し候之両手段外有之間敷歟。付而は、今日徳川氏之一時気安めを計り候様に相嚮き候御処置、自然も被為在候而は、却而前途之為めいかゞ哉と奉存候。」¹⁶と

徳川を厳しく追い詰めるべきであるとの主張が趣旨だが、大目標を明確にするために「戦争より良法は御座無候」と言っているのである。

戊辰戦争の終結は、いわゆる意味で明治政権の最初の転換期であった。藩財政の窮乏を進ませ、藩主の威信を失墜させて天皇の権威を上昇させた。戦後の論功行賞では、昨日までの一介の藩士として、藩主の威光を楯にすることによって活躍することができた新政府の指導分子（西郷、木戸、大久保）は主君と同じ地位になる。西郷隆盛は正三位、木戸孝允と大久保利通は従三位になる¹⁷。

戦後の問題はまだある。戦後出兵していた諸藩の兵が藩地に凱旋すると、軍事力が膨張した諸藩では、木戸の言葉を用いると「増長して仕方がない」という状況が現れてきた。明治2年2月で、岩倉宛木戸書翰に次の如く諸藩割拠の傾向の増大を指摘している。

「今日皇國御國是と相定り候處を以宇内之條理を被為推候儀是に相戻り候ときは直に以干戈御征伐被為遊候ふ至當至極之事と奉存候元來大政御一新之御一新た

¹⁶ 前掲「小松帯刀宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 62。

¹⁷ 薩摩藩主島津忠義、長州藩世子毛利元徳は、この時やはり従三位に叙せられた。西郷は「藩士の者に高位を被授、知事公より高位を被命候ても、御受難出来は、臣子の當然に御座候」と述べて辞位した。（「明治三年3月23日附大久保宛書翰」『大西郷全集第二卷』大西郷全集刊行会、1925年）

る所以は 皇國を御維持被為遊ふこそ御名實相立譯に御座候處可慨嘆は宇内之大勢に對し後時は 皇國之急は昨年よりも今年に相迫り居申候處上下只目前之平定に而已安堵仕前途大興起之目的は更に被相窺不申去春來徳川氏之頭面を擊挫いたし候は御一新において不得已之一條理にふ只々是而已にふ御一心相濟候ものと相成候ふは實に政府は天下億萬蒼生之大罪人と相成申候前途之目的不相立と申上候も世間多くは賞論而已被相行

諸藩も舊幕の時より驕氣は大に増長し名義と歟名分と歟申すも多くは聲而已に成果藩力を以相應に我儘に朝廷に申立御一新の御主意を奉體皇國をして萬世に維持仕候などと申所作ぶりは甚少く多くは只己れに利を引候事而已にて此儘にて、四方小幕府の相集り候様の姿と相成決て興起の基は相立不申……（後略）¹⁸

それは、諸藩連合政権の当然迎るべき運命であった。しかも「四方に小幕府ができたのと同じである」と木戸が大久保に出した手紙も書いている。事実には、薩長に対抗する勢力として、四国を中心とした十三藩は土佐藩の板垣退助の下に連盟を結んだ。これが新政府にとって危機を招きかねないとさえ想起され、再び割拠の時代になる恐れがあった。そして、明治二年から三年の間に岩倉、木戸、大久保の間でとり交わされた手紙を読むと、「人心が非常に不安で、士農工商いずれも朝廷を批判している」ということが書かれている。朝廷の味方がほとんどない。このままでは外国の軽侮を招く、という彼らの憂慮は高まっていった。そこで新政府は、権力の統一、朝権の確立をとにかく急ぐ必要であった。

¹⁸ 前掲「岩倉具視宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 240。

第三章 版籍奉還

維新運動を進めてきた薩長土肥の志士たちにとって、尊王はいわば革命的イデオロギーであった。しかし、徳川幕府三百年を通じて、天皇は民衆にとって遠い存在であった。そこで、維新政府は、全国の神社の格付けを行い、宮中の神道礼儀を再興し、新設するとともに、民衆に対する天皇についての教化を行った。簡単に言えば、天皇は天照皇太神宮の子孫である、という宣伝教育をしたのである。

そのように、維新政府は日本各地で天皇とは何ものかを教えることを通じて、これまで幕藩体制のもとに三百諸侯によって分断されていた日本を統一国家へと導いていこうとしたのである。そのためには、各藩がその預かっている国土（領地）と人民（領民）を天皇のもとに返してゆく儀式が必要であった¹⁹。

一方、日本の新王権の定着は実質的に日本の全国的統一政権を確立させることで、それにはすみやかに多様な府藩県三治の一治化をはからなければならなかった。この一治化への第一歩推進がほかならない「版籍奉還」の推進であった²⁰。

明治四年（1871）1月より、地方改革制度とともに、中央政府改革も新政府の難題となっていた。この時期の新政府は、薩長両勢力のリーダーである大久保と木戸が新政権の主流派を構成していた。中央集権国家の形成という共有の大目標が実現するわけである。

第一節 木戸孝允―「尾大の弊を防ぐ」

当時、木戸の視点は、尊攘派志士の時代からの彼の経験によって育成されてきたが、それは支配に際して一般庶民の占める比重を重視し、とりわけ一般庶民の生活上の要求に細かい配慮を忘れない点が特徴的であった。とくに、幕末、維新の変革期における政治的エネルギーの噴出は、木戸にとってまったく予

¹⁹ 松本建一『日本の近代（1）開国、維新』中央公論社、1998年、p. 329～330。

²⁰ 大久保利謙『岩倉具視』中公新書、1973年、p. 196～199。

測ではなかったことである。木戸はそこに政治主体が身分階層の下方にむかって拡大しつつある時代の状況を深刻に受け止めたのである。

「御一新と申候ものも、只千や二千之人而已之尽力にてここに至り候と申訳にても無之候間、大に衆議を取り候規則は相立不申ては相間敷敷と奉存候。」²¹

木戸が五か条誓文の第一条の冒頭「列侯会議ヲ興シ」を「広ク会議ヲ興シ」を修正し「万機公論ニ決ス可シ」とつづけたのも、このように拡大しつつある政治主体をもって諸藩の権力を否定し、結果的に中央政府の主権を確立せしめるという積極的な役割を期待するものであった。²²

そしてそこから、やがて次のように大胆な構想も打ち出されてきた。

「如則今、優柔自重之外無之、優柔自重と雖も亦後日之目途無之而は、彌天下乱雜に可至、十年十五年廿年を計り一定之略被為定度、愚意を以奉存候に、此策に被為出候得は、先朝廷八百萬石を以御独立被為遊、暫諸藩之處は此儘に被成置、大に府縣に御着手相成、然して天下一般人民従来之束縛を解き各自由の権をとらせ、朝廷之政自然と独出仕候ときは、終に諸藩も旧習を守る不能、随而朝廷へ附和仕候様可仕。」²³

ここでは、国民に政治的エネルギーを解放し、その力によって旧体制の最終的な破壊を行うことが具体的に構想されている。このような木戸の認識は彼の思想を基本的に特色づけるものとなっていた。

木戸の判断によれば、固有の軍事力を保有しないと、幕府とは比較にならないほど、新政府の権力基盤は脆弱であった。そ

²¹ 日本史籍協會「野村素介宛書翰」『木戸孝允文書』三、東京大学出版会、1968年、p. 186。

²² 大久保利謙「五ヶ条の誓文に関する一考察」（『歴史地理』第八八卷一二、1957年12月、および『論集、日本歴史9、明治維新』）参照。

²³ 前掲「三条実美宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 103～104。

のために、新政府は薩長をはじめ諸藩、ことにその軍隊に依存せざるをえなかった。その結果、「朝廷は自ら薩長に傾き、薩長は又兵隊に傾き、諸藩亦概如此類、真に尾大の弊を不能免して、真權の所歸着、決して末可認」。版籍奉還建白としては、最初のものといわれる、明治元年2月の木戸の建白書に曰く、

「慎みて建言奉り候。情今日の形勢を惟るに、去歲徳川慶喜政権返上を請願奉り、朝廷これを許可したまへり。続いてその土地人民を還納せしむ。然して彼速やかに奉命せざるのみならず、終に政権返上の請願に戻り、剩兵を携え押而上京を企て、一敗地に塗れ、以而今日の争乱を生ず。固より迅速にその巢窟を衝き、天下の大典を糺ざる有べからず。然り而して抑一新の政たる、無偏無私、内は普く才能を登庸し、専ら億兆を安撫し、外は世界各国と併立し、以って邦家を富嶽の安きに置くに在。

就いては至正至公の心をもって、七百年來の積弊を一変し、三百諸侯をして、挙げてその土地人民を還納せしむべし。然らずんば一新の名義いづくに在るを知らず。実に天下の大勢元龜天正の時に在らず。

竊に朝廷及諸藩の情勢を察するに、只纏に兵力の強弱而已を各自相競ひ、朝廷は自ら薩長に傾き、薩長は又兵隊に傾き、諸藩亦概如此類、真に尾大の弊を不能免して、真權の所歸着、決して末可認。況や大いに前途の大勢を顧みるに億兆の安撫哉。

思ふに東国の争乱もその兵卒を収むる久しく在ず。各藩の兵隊各藩に就いて、区々基本を固め、区々政刑を施すときは、その害再び決して抜くべからず。朝廷勉めて一新の名儀をもって、その実を協さざる不可有。然らずんば国家億兆の大不幸、前日の比にあらず。もし大令一発、諸藩忽に紛擾を生じ、大条理乱るる如くに於いては、実に天運の真に回らざるものにして、人事の能う所に在らず。誓って至正至公の心をもって、糺さざるときは、何れの日にか貫通せざるを得ん。速やかに御英断在らせ

られたく、満願の至りに堪えず。 誠恐誠惶。 頓首敬
白。」²⁴

そもそも新政府は、この時期では幕藩体制の構造そのものには決定的な変更を加えることなく、いわば幕府とその権力の座を交代したにすぎなかった。薩長の軍事力に依存せざるをえない「半身大不随²⁵」の新政府は、それゆえにまた、つねに薩長の軍隊の意向によって振り回される「尾大の弊」をまぬがれなかったのである。

木戸は明治2年の情勢を察知していたであろう。王政復古の精神は、鎌倉時代以来700年間の封建割拠という積弊を一掃してはじめて実現するものである。そして、そのためにはすべての藩主に対し、土地と人民を朝廷に返上させるようにしなければならない。木戸が憂慮しているのは、諸藩が朝廷の権力を左右するという「尾大の弊」（下の勢力が強く、上の方が制御しにくいこと）である。この「尾大の弊」を未然に防ぎ、朝廷の権力を確立するためにもそれは必要であると²⁶。

だが、「尾大の弊」を生み出し、また諸問題の処理に対し、新政府を「下より圧倒」する潜在的かつ最大の脅威は、「割拠」を続ける諸藩、とくに倒幕の推進力であった雄藩の存在にほかならなかった。このような権力基盤の不統合が、政治状況および政府の支配をつねに不安定なものにしていたのである。それゆえ、新政府の指導者がいかに確固たる決断をもってしても、その結果の予測はつねに壁に突き当らざるをえない。木戸が新たな中央集権体制として近代国家を模索しはじめた。

したがって、歴史の方向を新政府みずからの手で切り開くためには、最大の危険を冒すものであれ、諸藩の「割拠」を止めて、権力基盤を統合するほかない。「若、大令一発、諸藩忽生紛擾、於如乱大條理、実到天運之真に未回ものにして、人事之不在所能」²⁷とは、体制変革の一刻も早い実現は木戸の構想の基本

²⁴ 日本史籍協会「版籍奉還に関する建言書案」『木戸孝允日記』八、東京大学出版会、1968年 p. 25。

²⁵ 前掲「岩倉具視宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 323。

²⁶ 前掲「版籍奉還に関する建言書案」『木戸孝允日記』、八、p. 25。

²⁷ 前掲「版籍奉還に関する建言書案」『木戸孝允日記』、八、p. 25。

を為していたのである。

また、このような状況では、木戸によれば、維新国家の基礎を直接つき崩すことにほかならなかった。なぜならば、維新までの封建体制にあつては、武家が権力を掌握していたかわりに、「天下の恨み帰する所ありて、而して天子は徳を全す」ることができた。しかし、「今や則ち然らず。聖慈親臨萬姓懿澤を仰く。若し一旦弊を受る者あらは、天下の恨み其れ誰に帰せんや。今の臣子たるもの、思慮誠に此に及はゞ。豈に其れ私を省みるの暇あらんや²⁸」失政の政治責任は直接天皇に集中し、新政府の権威失墜はそのまま維新国家の権威喪失につながり、革命もついに「下より圧倒され²⁹」終わるのであろう。「自然も政府の不決断より尾大の弊を生し、遂に不可束之次第と相成候而は、所詮中興之御成業如何有之哉と甚懸念仕候³⁰」。

このように根底的な危機を乗り切るために木戸のとった方針は、とりあえず目前の諸懸案を、一貫した論理と断固たる決意を示して処理し、主権者としての権威を生み出すことであった。すなわち、「誓而上に其権を握し、平均之勢を作成し、妨るものは忽ち一刀両断と申處はどこまでも不可失³¹」を目標に、「一先は威力を以御威稜³²」を立てることに活路を見出そうとしたのである。

当時木戸が、重大な決定を下すにあたり、その目標への第一歩である版籍奉還を一挙に実現しようとしている。版籍奉還の構想は、朝藩的な割拠体制を打破して「皇国の一致一定」＝「朝廷政府への権力帰一」＝廃藩を目指す第一着手である。あきらかに薩摩藩の大久保より、はるかに急進的であった。これは木戸がのちの廃藩置県の構想の來源であると考えられる。

木戸の「版籍奉還の自序」は以下の通り。

「戊辰の歳、伏水戦争以来、諸藩京都に輻湊し、議論百出、或いは攘夷と云い、或いは開国と云い、或いは鎖

²⁸ 前掲「政令一途に関する意見書」『木戸孝允日記』、八、p. 102。

²⁹ 前掲「榎村正直宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 343。

³⁰ 前掲「大木喬任宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 277。

³¹ 前掲「大村益次郎宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 393。

³² 前掲「大村益次郎宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 349。

国と云う。而して三論中、また種々波党を立て、各々国論と呼び、藩論と唱え、天下囂々、自ら紛乱の勢いあり。東北の戦争を終え、諸藩その国に就き、互いに我流を主張し、兵力を養い、長は薩と肩を比し、土は肥と争い、各一隅に割拠し、眼目をただ内治に注し、すでに大患の外に来るを知らず。

この時に當り、朝廷上条理を推すもの有りといえども、また是を如何ともすべからざる知るべし。ここに於いて皇国の大不幸、則億兆の大不幸、未曾有と云うべき也。今日の急を論じ、前途の大略を定めんと欲せば、惟七百年來の旧弊を一洗し、皇国をして統一するにあらずんば、皇国を維持し、億兆を安んずるあたわずと。

是より苦按、焦思、一日も安んずるべからず。依って密かに版籍奉還の議を起こし、益大義を明らかにし、名分を正し、天下をして大いに誘導し、わが長藩をして首尾あらしめんとす。而して藩内の物情、甚だ易からざるものあり。況やまた天下に於いてをや。いやしくも、口外すべからず。然りといえども千載の一時、今日の機を誤るときは、天下の事また見るべからず。

依って奮然意志を決し、ひそかに我が忠正公に謁し、具に天下の大勢を論じ、将来の大患を陳せり。公聞きて是を善しとす。允をして密かに薩藩に説を許す。ここに於いて漸その始を立つるものあり。この間の紛紜百苦千辛又容易に語るに堪えず。忠正公なくんば、実にもって難しとす。」³³

木戸はこの間の経緯を、「此の間の紛紜百苦千辛可又容易に語るに堪えず」と記している。木戸が明治四年7月7日（廃藩置県の合意が成立するころ）の日記に書き残していることも、土地人民返上の建白書が妥協の産物であることを示していよう。

³³ 前掲「版籍奉還に関する建言書案」『木戸孝允日記』八、p. 24。

「晴九字前江藤中辨を訪ふ十一時歸家今夕與杉猿等有約故に二字頃神田邸に至り杉を訪ふ于時井上世外今日余を訪ふ西郷斷然同意之返答を聽大に為國家に賀し且前途の進歩も亦於于此一層するを樂めり余三年前大勢を察し七百年封建之體を一破し郡縣の名與へ往々天下之力を一にし天下の人材を養育せんと欲し百方苦心同志中數名に談し快諾するもの不過一人不得止用術施策種々説破先舊幕の朱印の列を廢し

朝廷へ封土を返上許は不許只 朝命に隨ひ大に名分を可正と依て漸薩大久保等應之終に版籍返上の舉に至る然して世間粗余より出つるを察し議論紛紜可殺之説不少同藩中も多くは又誅余同志中も亦議論不少不圖至今日先年非するものも亦是となる敵たるものも為援時勢の進遷不可期ものあり余此間の苦憂自ら筆頭に盡す能わず今日聊快然の思ひを為す三字頃……(後略)」³⁴

版籍奉還を快諾するものが少ないので、木戸は、薩摩藩との妥協を得るために仕方なく「用術施策」を用いて説得した。それは、まず旧幕府の朱印状の例を廢止して朝廷に封地を返上し、その許可、不許可は朝命に従うようにすることであると。これにより、ようやく薩摩の大久保らが応じて「終に版籍返上の舉に至る」。

長州藩と薩摩藩は決して一枚岩ではなかったのである。版籍奉還をめぐる、木戸と大久保は必ずしも一致していたわけではない。木戸の急進論に対して大久保の漸進論と、一般的に評されているが、二人は今後も対立、妥協を繰り返すことになる。

第二節 大久保利通一「土地人民返上」

大久保が版籍奉還を意識したのは、王政復古クーデターをめざして、薩摩藩主島津忠義が藩兵を率いてしようとしていた1867（慶応3年）11月2日、幕末に二度西欧を体験して、ヨー

³⁴ 前掲『木戸孝允日記』二、p. 65。

ロッパの近代国家についての知見がある寺島宗則³⁵が、島津忠義に意見書を呈出した。

「此節、將軍家より奏聞之儀有之候に付、御沙汰を以、諸侯被為召候に就而者、大守様被遊御上京筈奉承知候、右に付、微臣宗則兩度西洋に罷越、聞見仕候毎に 皇國に干涉仕候事共、漫録仕置候……(中略)……

當今 皇國振起之為、政權奉歸 朝廷候事に於て、御議論被仰上候に就而者、天下之人皆存外に感服仕候様に無之後而者、乍恐行はれ不申候、必竟政權武門に移候様に成來候者、封建之故に御座候に付、總而封建之諸侯を被廢候はゞ、真に王道相立候義と奉存候、抑勤 王を唱へ候に、此上もなき忠節を盡さんには、其封地と其國人とを 朝廷に奉還候而、自ら庶人と相成、後之撰擧之有無を期し……(後略)」³⁶

「封建の諸侯を」廃止して「(諸侯の)封地とその国人(人民)とを朝廷に奉還」してこそ、「真に王道相立」を立てることと建言したのを、大久保は知っていた。旧態依然の諸侯のままで、政權を朝廷が握っても「名」が異なるのみで、「実」はまったく同じである。これが明確なる版籍奉還論である。当時、大久保は版籍奉還の意味を、はじめて十分に認識できていたのであった。

ただ寺島も、「人情」がそのまま現状では、すぐにこれが実現できる考えていなかった。そこで、具体的には薩摩藩が先だつて領地の何分の一かを返上し、ほかの藩主もこれにならって返上するように働きかけることを提案している。

薩摩藩としての版籍奉還論は、慶応4年2月11日に島津忠義が朝廷に提出した「願書」にあらわれている。願書は、新政府の軍資金として、薩摩藩の領地10万石を返献することにした。

³⁵ 寺島宗則(1832年6月21日-1893年6月6日)は、薩摩藩出身の江戸時代後期の幕臣、明治時代の政治家である。幕府の遣欧使節、薩摩藩遣英使節の随員として、すでに2度ヨーロッパに渡っている。

³⁶ 勝田孫弥『大久保利通伝』中、同文館、1911年、p.606~607。

それから、1869（明治2）年1月14日、薩長土三藩の代表である大久保、広沢真臣、板垣退助が京都の料亭で「土地人民返上一条合議」の会議を開き、全国諸藩から天皇へ土地人民を返上させる版籍奉還を進めることで合意した。

ところが、前年1月には既に大久保と木戸も版籍奉還についての建白を政府に対して建議しており、藩主の世襲制や藩そのものの廃止まではこの時点では考えていなかった大久保と、それらも視野に入れた木戸との間で対立点があったものの、成立したばかりで脆弱な政府の基盤を確立し、日本を名実ともに統一国家にするための措置として避けて通れない道という点では一致していた。

第三節 四藩主の上表

1869（明治2）年1月20日、薩摩、長州、土佐の他、大久保が大隈重信、副島種臣を説得して引き込んだ肥前藩を含めた四藩の藩主による連署で、政府に対し版籍奉還の建白が実施された。薩長土肥の四藩主、すなわち「毛利宰相中将・島津少将・鍋島少将・山内少将」は連名で、「版籍奉還」を上表した。

「臣某等頓首再拝、謹案ずるに朝廷一日も失ふ可からざる者は大体なり、一日も仮す可らざる者は大権なり。天祖肇て国を開き、基を建玉ひしより、皇統一系万世無窮普天卒士其有に非ざるはなく、其臣に非ざるはなし。是大体とす。且与へ且奪ひ、爵禄以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も擬むこと能わず、是大権とす。……抑も臣等居る所は即ち天子の士、臣等牧する所は天子の民なり。安んぞ私に有すへけんや。今謹て其版籍を収めて之を上る。願くは朝廷其の宜に処し、その与ふ可きは之を与え、其奪ふ可きは之を奪ひ、凡列藩の封土、更に宜しく詔命を下し、之を改め定むへし。而して制度・典型・軍旅の政より戎服・機械の制に至るまで悉く朝廷より出て、天下の事大小となく皆一に帰せしむ可し。然後に名実相得、始めて海外各国と並立つ可し。

是朝廷今日の急務にして又臣子の責なり」³⁷

このように、版籍奉還の建白は版は版図のことであり、領地を意味し、籍が戸籍、つまりは人民の意味である。王土王民思想に基づいて、すべての土地や人民は天子の土地や人民であり、私有すべきではないとしていた³⁸。すなわち日本全体の版＝土地と籍＝人民は本来天皇のものという思想に基づいて、各自の領主権を天皇に返還するという申し出であった。

そして最後に、「凡列藩の封土、更に宜しく詔命を下し、之を改め定むへし」と述べるように、そこには、徳川幕府が倒れて将軍から給付された領主権の法的根拠が薄弱化していくなかで、あらためて天皇の名でその再保障を受け、権威の再確立をはかりたいという諸侯の期待も込められていた。すなわち、建白書は、王土王民の理念と領主権の再交付という、原理的に突き詰めれば相矛盾するような二つの部分から成り立っていたのである。

ところで、この版籍奉還建白に向けて四藩の連携になる具体的経緯については多くの関連書があるので、建白に至る版籍奉還論の形成では、前述したように、長州藩の木戸孝允らとともに、大久保利通らの薩摩藩の動きが重要な役割を果たしていた。その大久保とともに、薩摩藩で建白に向けて動いていたのが小松帯刀、伊地知貞馨、吉井友実らであった。建白書の起草は薩摩藩が担当したが、その中で直接起草を行なったのは伊地知であった³⁹。この伊地知貞馨（壮之丞）こそ、後に鹿児島県官として琉球の担当責任者となり、その後も琉球管轄の異動に合わせて、同県から外務省、さらには内務省官吏に籍を移して担当を続けることになる当の人物である。⁴⁰

これは、薩長土肥の四藩が徳川幕府から与えられ、支配をまかされていた版籍を一度天皇に返すのである。そのことによっ

³⁷ 前掲『大久保利通伝』中、p. 615～617。

³⁸ 中村哲『明治維新』集英社、1997年、p. 74。

³⁹ 小松帯刀より大久保利通宛書簡（明治2年1月11日付）に「土地人民御返上云々御建白」の起草の件について、「右二就而は兼而御承知通伊地知専受二相成居」とある。立教大学文学部史学科日本史研究室編、『大久保利通関係文書』三、吉川弘文館、1968年、p. 254。

⁴⁰ 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、1979年、p. 237。

て日本が天皇のものであることを唱えて上表したものであった。維新政府がこの四藩を中心とするものであってみれば、他の藩主たちもこれに追随しないわけにはいかない。これをきっかけに明治政府における薩長土肥の四藩専制体制の基礎が決められた。

かくて、他の藩もぞくぞくと版籍奉還の願いを出した。藩によっては、藩主の意向を聞くこともなく、在京の重役のみの独断でそうしたものも少なくない。四藩の建白書のように、天皇による領主権の再交付を匂わせる一文が挟まれていたこともあって、その他の諸藩・諸侯もまた勤王を競い合い、自己保全と権威再確立を計ろうとして次々に追随してなったと考えられる。

1月24日、政府がこの建白を受理すると、鳥取藩・佐土原藩・福井藩・熊本藩・大垣藩などがこぞって自主的に版籍奉還を上表しはじめ、6月までには200藩以上の藩が版籍奉還の自主的な上表を実施した。

なぜなら各藩主が進んで自らの領地と人民を天皇に返上するという現象が起こったのであろうか。それは、前述したように戊辰戦争によって藩主の威信が低下し、藩の財政窮乏により、藩主を中心とする結合が動揺してきたことは、すでにみた通りである。このまま何もしなければ、藩主の威信はますます低下するという危機意識が広まっていた。こうした状況で藩主が従来の地位を維持しようと思えば、版籍奉還は藩主にとってまことに魅力ある方法であろう。藩主は、版籍奉還に天皇権威による身分保証を賭けたのであった⁴¹。

6月17日から各藩の版籍奉還上表に許可が下り、翌1870(明治三)年8月までに274藩の藩主が知藩事に任命された。

天皇政府は、同年6月17日以降、提出された版籍奉還の上表を聴許し、諸侯＝各藩主をそのまま「知藩事」に任命するとともに、未申請の藩には奉還を命じ、全国274藩の版籍を回収して知藩事の任命を行なった。奉還の代償として、天皇による領主権の再確認を期待した諸侯の願いは結局叶えられなかったが、しかし彼等は自ら奉還を申し出たことで、王土王民思想を公式

⁴¹ 勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年、p. 62。

に認めた形になり、ここに廃藩置県への重大な一歩が画された。

このように版籍奉還の最大の意義は、諸侯（＝藩主）の個別領有権が否認されたことにあった。藩主は引き続き「知藩事」に任命されたが、法制上はもはや封建領主ではなく、政府の地方官であった。旧来の領地は「管轄地」と呼ばれ、知藩事はその天皇の土地たる地方行政区画を管轄する地方長官となったのである。幕府直轄の旧天領や旗本支配地などは政府直轄地とされて「府」と「県」に再編され、中央政府から知事（知府事・知県事）が派遣されたので、版籍奉還の時の地方統治は「府藩県三治制」になっていた。藩主が知藩事に任命された時に、公卿や諸侯の封建的地位が廃止されて「華族」となり、武士階級の人達も「士族」としてまとめられるようになっていた。

このとき、藩名は居城（藩庁）所在地を冠するように定められ、「鹿児島藩」や「山口藩」などが正式名称となった。公式の制度としては、歴史上、「薩摩藩」や「長州藩」などといったものは存在しなかったのである。

第四節 木戸孝允—知藩事世襲制の反対

諸藩から版籍を奪った維新政府は、すべてを中央政府の統制下におく権限を手にした。そのうえで、旧藩主を新知藩事として、世襲を認め、幕藩体制は完全には解体されておらず、それまでと変わらない統治権を保障されていた。しかし、それと同時に、新藩知事の家禄を旧藩の実収の十分の一と定めて、明治元年の藩治職制で打ち出した藩主の家政（家禄）と藩政（藩庁経費）の分離をさらに明確化した。これによって、藩主は中央政府によって任命される一地方長官となったわけである。

だが、奉還後の知藩事の任用に関する意見は、政府内でも改革に急進的な木戸、後藤と漸進的な大久保、副島、そして東久世通禧、板垣退助らの三派に分れたようである。大久保、副島らはゆるやかな改革を主張し、奉還後も藩主をそのまま知藩事に任用して世襲とすることを妥当とした。これに対し木戸や会計官に登用された伊藤博文は、知藩事を世襲制と定めることを批判している。完全な郡県制への移行論であったことはいうま

でもない。木戸は、版籍奉還をきっかけとして皇国一致、郡県の実現を企図しており、あくまで府藩県の一貫を貫徹することを重視していたのである。

6月12日、大久保、広沢、岩倉具視らの会議により版籍奉還後の藩主の扱いに関しては知藩事という地位を世襲制で与える事に決定したが、木戸や伊藤博文が「知藩事世襲制は現状と何ら変わらない単なる名称の変更に過ぎない」として世襲制に強硬に反対したため、非世襲制に改められた。

以下は木戸の知藩事の世襲反対に関する自叙である。

「明治二年六月、諸藩「版籍奉還」の請いを許さるゝの際、朝議延びて旬余（10日余り）におよび、終に三百諸侯をして改めて世襲知事に命ぜらるゝに内決せり。抑版籍奉還の事、由て起こる所以のものは、天下の実権一に帰し、徐々に人民平等の政を起し、勉て抑厭の積弊を一洗し、大いに皇国を振興し、億兆を安堵するに在り。

而して版籍奉還の請いを容れ、また直ちに命ずるに世襲の二字を以てする時は、纔かにその名を改めて、その実は則、従来の諸侯にすこしも異ならず。その請いを容るゝも何の益あらん。千苦万難今日を致す者忽ち水泡に属し、大事まさに去らんとす今において断じて世襲の二字を除き且つ東京に本住を命じ、妻子の旧封に在るは之を任に携え赴く者とせば、その名義自ずから明らか也。

かくの如くして、知事たらしめば大勢も今日の目的に向はざるを得ず。因って切にこの意を主張し、以て建言す。数日の後、朝議ついに此れに決せり。而して今、その稿を失すゆえにその概略を識せり。」⁴²

木戸は知藩事が世襲になれば、将来目標とする廃藩置県の実現も難しくなることを懸念して大反対したのです。それでは旧来の諸侯となんら変わらない、これまでの苦労は無意味であり、なんのための維新か。知事を世襲制にすれば、天下はけっして統一できない。そう思った木戸の大いなる抗論によって、つい

⁴² 前掲「知藩事世襲等に関し建言せる自叙」『木戸孝允日記』八、p.212。

に世襲制に内決されていた廟議はひっくりかえり、世襲の二字は永久に排除されたのです。

次いで6月21日に出された「諸務変革令」では、家老以下の旧来の家臣団(藩士)はすべて「士族」に改められて、旧来の藩主と藩士との主従関係が制度的に否認された。

このように版籍奉還後、藩は府県と並んで正式に地方制度として位置づけられるとともに、政府も府藩県三治一致を標榜して、急激な変革による摩擦を警戒しながらも、徐々に藩政の統制を進めていった。しかし、この段階ではまだ藩体制の解体を意図するまでには至っていない。維新政権の権力基盤は財政的にも軍事的にもいまだ脆弱であり、むしろ藩体制を維持し、藩政の全国斉一化を計りつつ、自らの権力基盤の強化に役立てようとしたのである。

ところが、こういった改革は、薩摩の島津久光をはじめとする旧藩体制の維持を望んでいた保守派に、激しい不満を抱かせた。しかし、中央政府に力をもっているのはすでに久光や旧藩主ではなく、西郷隆盛や大久保であった。御一新は、天皇を上にした中央政府のもとに、着々とすすめられていったのである⁴³。

こうして、幕藩的封建制は解体させられ、中央集権的近代国家の形式が整えられたのである。もっとも封建国家から近代国家⁴⁴への転換は一挙に進むものである。また、版籍奉還は、諸藩に藩政改革を強制して、藩体制を解体に導いてゆく正当性を維新政府に与えたという点でも大きな意義をもっている⁴⁵。

版籍奉還によって、藩主(大名)は「封建領主としての地位・家臣との主従関係」を否定されることになる。幕藩体制の封建的な世襲制を否定する版籍奉還は、日本の近代的な中央集権体

⁴³ 松本建一『日本の近代(1) 開国、維新』中央公論社、1998年、p. 331。

⁴⁴ 封建国家勢力が倒れた後に立ちあがった、領土・国民・主権などが明確になった中央集権的な国家勢力。フランス革命で立ちあがったフランス共和国が歴史上初の「近代国家」といわれる。国民の代表機関である議会制度、統一的に組織された行政制度、合理的法体系に基づく司法制度、国民的基盤に立つ常備軍制度などが整備され、中央集権的統治機構をもつ国家。日本では、幕藩体制の崩壊と幕府消滅後の明治維新によって樹立された中央集権的な天皇制統一国家が「近代国家」に当たる。

⁴⁵ 中村哲『明治維新』集英社、1997年、p. 76～77。

制が整備される起点となり、各藩は中央政府の命令に従う地方行政機構へと再編されていくことになっていた。薩摩藩、長州藩などに代表される大藩はまだ藩政改革をする余力を残していたが、地方の中小藩は財政が逼迫しており自ら廃藩を名乗り出るところもあって、「政府内部の木戸派（木戸孝允、大隈重信、伊藤博文）・大久保派（大久保利通、岩倉具視、副島重臣）の対立」を抱えながらも、中央集権体制を完成させる「廃藩置県」の気運が高まってくる。

当時、木戸と大久保の考えでは、新政府にとって欧米列強の圧力に対抗し、いわゆる「万国対峙」をめざして近代国家を形成するには、こうした藩による封建的な割拠体制を打破し、天皇を中心とする中央集権体制を樹立するのが是非とも必要なことがわかった。

ところで、大久保と木戸は同時期、版籍奉還に関する兵制をめぐっても対立した。この兵制については、大久保が薩摩、長州、土佐の三藩徴兵によって東京の常備兵を形成しようとして、木戸などの反論に直面していた。木戸は、兵権の奉還を求める大隈、伊藤らの意見を背景に、国民徴兵による常備軍の創設を主張している。結果は、大久保派が大勢を占め、三藩徴兵が実施された。版籍奉還およびその後の兵制をめぐって、大久保、副島、岩倉らの漸進派と木戸、大隈、伊藤らの木戸派の対立が顕在化するようになったのである⁴⁶。

⁴⁶ 松尾正人『維新政権』日本歴史学会、1995年、p. 116。

第四章 中央集権化への模索

第一節 反政府運動

1 長州藩の脱隊騒動

維新政権が急激な集権化を進めると、攘夷論者や守旧論者の反発が激化した。その多くは脱藩して討幕運動に参加した武士、さらに国学者や豪農出身のいわゆる草莽層である。彼らは維新政権成立後の処遇にたいする不満、あるいは集権政策に失望することで政府への批判を強めた⁴⁷。そのような反政府派とりわけ守旧的な脱藩、草莽層による直接行動の第一は、1869（明治2）年1月5日の参与横井小楠暗殺事件である。それに、急進的な開化政策への反発は、政府高官の暗殺にとどまらず、長州藩内では、多数の兵士による武装蜂起となった。

1869（明治2）年5月、留守次官となった薩摩藩士岩下方平は、その月17日の木戸宛の書翰で、

「…草莽士も当所は、先鎮静之趣に候、油断は決而不相成候得共、此上所置さへ不誤候得は、為差事は、先有之間敷と存候、探索方は無に油断手を付、聞付次第召捕筈に、刑府共に談合相居候由に御坐候……（後略）」⁴⁸

と述べ、また明治二年7月5日付の榎村半九郎宛に、

「…浮浪之あたまは十分に御取おさへ、尤肝要と奉存候……（後略）」⁴⁹

と書翰を寄せている。

「草莽士」や「浮浪之あたま」は、いつ反新政府の烽火をあげるかわからない状態だったのである。

それとも、明治二年7月25日付の伊藤俊介宛に、

「…烏合之朝廷実には前途之目的、更に難相立、烏合之所

⁴⁷ 下山三郎『近代天皇制研究序説』岩波書店、1976年、p. 271。

⁴⁸ 妻木忠太『木戸孝允遺文集』泰山房、1942年、p. 54～55。

⁴⁹ 前掲『木戸孝允遺文集』、p. 56。

以を破摧し、大根軸を立不申而は、随而瓦解申迄も無之
… … (後略)」⁵⁰

明治二年 7 月 19 日付の大隈重信宛に、

「… 於に政府は百年之大方略は、必相定居不申は、所詮
皇国維持之目的無に覚束候処、根軸不に相立朝変暮移、
益人々之方向を乱り候様之儀有之候は、終に瓦解に至り
候外無之… … (後略)」⁵¹

このような情勢下でありながら、新政府首脳部は、三条実美
がいうように「政府五官一トシテ一致協力規律法度之相立候処
無之、各疑惑ヲ懐、瓦解土崩難保之情勢」⁵²だったのであり、「烏
合之朝廷」は「根軸不相立朝変暮移」、各官僚間には「始終面従
腹非之所致而已に、隠に種々手を尽」⁵³す暗闘が続けられていた
のである。

こうした時に勃発した脱隊騒動と農民一揆が、維新政府首脳
部、なかでも長州藩出身の維新官僚へ与えた衝撃は大きかった
といえよう。

長州藩は戊辰戦争後、諸隊兵士の処遇に困り、常備軍への精
選を進めていた。幕末につのった奇兵の諸隊の存在が、戦後に
藩財政を圧迫し、藩当局もその勢力を統御できなくなっていた
ことになる。1868 (明治元) 年十月には伊藤博文が凱旋した兵
士を政府の親兵とするように建白しており、長州藩では明治 2
年 10 月、諸隊の二千人余りを政府の親兵へ組み入れる方針を決
し、11 月には諸隊改編令を発していた。

新政府はこれを「尾大の弊」として整理解散を決意し、1869
年 (明治 2) 11 月、藩は隊員の一部を常備軍に編成する一方で大
半の隊員に帰郷を命じた。論功行賞の不公平、庶民出身者の不
遇に対する従来への不満に加えて諸隊の解散は失業を意味し、12
月に山口で諸隊の過半数が反乱をおこした。

⁵⁰ 前掲「明治 2 年 7 月 25 日、伊藤俊介に与ふ書」『木戸孝允遺文集』、p. 61～62。

⁵¹ 前掲「明治 2 年 7 月 19 日、大隈重信に与ふ書」『木戸孝允遺文集』、p. 63。

⁵² 木戸公伝記編纂所編「三条より木戸、大久保、福島宛書翰、明治 2 年 4 月 6 日」『松菊
木戸公伝』下、明治書院、1927 年、p. 1139。

⁵³ 前掲『木戸孝允遺文集』、p. 61。

この脱隊騒動に対し、帰藩中であった木戸孝允をはじめとする長州藩首脳は、藩の常備軍や支藩の兵士を動員して鎮圧を強行した。

明治3年正月13日、当時木戸は山口へ帰国してつぶさに脱隊騒動と農民一揆をみた彼は、大隈重信宛につきのように書を送っている。

「必竟藩々兵力等を頼み、各一小天地をなし、割拠之姿に御座候は、兎角進歩之目的も難相立、付は今日之急務藩習を一掃し、根軸之兵力訖度相立不申は、何事も実行相挙り不申候」⁵⁴

それは、反乱と一揆の真只中であって、身にひしひしと感じられた彼の感懐なのであったろう。しかし、その年11月の九州日田県一揆勃発の報に接した時の木戸は以下のように述べていた。

「日田には一揆相起り候趣、巨魁は定浮浪脱卒之ものどもに、重に是等之煽動いたし候事と被考申候に付は、何分是を幸に徹底御所致無之は、始終愚民を迷わし、且於諸藩も自然朝廷を蔑如仕候相成、益御威令も難に相立儀に付、井上山田山県等とも相謀、浪華之兵を出し、御所分相成度と奉存候」⁵⁵

木戸は明らかにそうした感懐から、これをチャンスとして権力確立への実力行動へと突き進むべく前進的な姿勢をとっている。

また、明治三年に「山口縣士族に戒飾せる書」とも書いている。

一般人民の國家の為め其心力を盡す當然の義務なり
況んや士族は數百年來専ら國事に關涉して國の干城となる者今日宇内の形勢に隨ひ天下の制度一變して士民一般に其責を同ふすると雖とも即今

⁵⁴ 前掲「明治3年正月13日、大隈重信に与ふ書」『木戸孝允遺文集』p.73。

⁵⁵ 前掲「明治3年12月5日、大隈重信に与ふ書」『木戸孝允遺文集』p.81。

朝廷の優待を忘れず士族の名稱に背かず人民の標準たるへき心掛を要す忠正公従三位殿積年天下の為御周旋被為在終に大政御一新の大盛業を輔翼し國家の柱石と被為成候に付ては當縣の士族は永く二公の御旨趣を奉體し平常國法を重んし國家有事の日は方向を誤らず力を國事に盡し決して山口縣士族の名を墜すべからず

國家富饒の本は人民各自力食して自立する在り官員となり農となり商となるも皆力食の事にして士族は別て廉恥を重んし國家の為め富饒の基を開く志を立へし同志の者に限らず多人數集會し各々意思を盡し百事を討論すると雖とも自己の意見を張り他人の權理を妨げ禮節を失ひ人民交際上の道を欠く等の事を戒むへし⁵⁶

士族の反政府運動は、政府の開化政策に批判的な有力藩の反発とも結びつき、大きな圧力となってその後も維新政権の施政に強い影響をあたえたのである。だが、この脱隊騒動の鎮圧で、木戸らの長州藩出身の官員は、この騒動を経験するなかで、兵権を政府を集め、直属軍隊を強化することの重要性を身をもってわかった。

それに、井上馨が伊藤や木戸にあてた書翰で、政府権力を確立し、直属軍隊を十分にそなえるように求めていたことがその証左となる。また騒動は、政府が士族や農民を十分に把握し、それらを上手に誘導しないかぎり、政府も反政府士族と農民の合体した一大抵抗に直面するであろうことを示していた。

長州藩脱隊騒動の発生とそれを武力鎮圧した事態は、その後の木戸、伊藤博文、井上馨らの「開明派」のあり方に大きな影響をあたえた。まず、脱隊騒動は、長州藩内の「尾大の弊」を一掃するための恰好の荒療治となった。長州藩は、脱隊騒動を経ることで、薩摩藩のような凱旋兵士の力を潰すことができたといえる。木戸などの長州藩の「開明派」は、騒動のなかにおいても、毛利敬親の支持をえることに成功し、それらの反発をうけることなく、その後の藩政を掌握できた。この点で木戸は、島津久光や凱旋兵士の反発に苦しみ続けた大久保に比べて、藩

⁵⁶ 日本史籍協会「山口県士族に戒飾せる書」『木戸孝允文書』八、東京大学出版会、1971年、p. 106～107。

主や藩地の士族の圧力をうけることが少なく、政府強化と集権化を容易に推進できる立場にあったといえる。

2 薩摩藩の反発—大久保利通と島津久光の対立

中央集権化をめざす政府にとって、当時重大な障害となったのは、薩摩藩と長州藩などの有力藩が割拠する事態であった。木戸は政府の権威が失われていることを憂慮し、また岩倉も後に述べるような「建国策」でその「尾大不掉」を危惧していた。

「同十四日 雨昨夜河瀬翁泊す大久保甲東來話大に前途の事論す同氏も一應歸國の念あり余平生時勢を想察するに王政一新勲功の諸藩却て今日に不宜者多し其所以は只名分名義を論じ宇内の大勢を不知ものあり故に只御一新に安し 皇國をして宇内に獨出するの規模を定むる不能先年名義を誤り候藩なども大勢に明らかなるものは 御一新後大に悔悟し益奮勵の藩あり此等は初 朝廷に盡すと幕府に盡すとの異なるものある而已にして盡す處の志においては皆大勢を察し不忍坐視之情より起るものあり依て今日に至り候ては其盡す所益心切也余常に薩藩我舊藩などの此に見なきを歎し百万冥々に盡す所あり敢て不貫徹此節……（後略）」⁵⁷

木戸の明治3年9月14日の日記には、「王政一新勲功」の諸藩に「却て今日に不宜者多し」とし、「只名分名義を論じ、宇内の大勢を不知ものあり」と、それが指摘されている。有力藩が維新の勲功をかさに恣意的な行動をとることへの批判であった。中、小藩の解体が進んでいる事態のなかで、薩摩藩と長州藩などの割拠を打ち破ることが、中央集権化を実現するための重要な課題となっていたにはほかならない。

この「尾大の弊」の象徴はなんといっても薩摩藩であった。藩知事島津忠義の父の島津久光が強い力を持ち、藩体制を変えることを拒否し、島津久治らの藩内の守旧派とともに政府の推進する急進的な改革に反発していた。また、大久保などの薩摩

⁵⁷ 日本史籍協会『木戸孝允日記』一、東京大学出版会、1968年、p. 394。

藩出身者がすすめる政府改革に強い憤懣を抱いていた。島津久光をはじめとする守旧派と戊辰戦争から凱旋した兵士たちは、ともに維新に尽くした勲功を自負し、戦後の処遇や新政のあり方に不満をもっていた。島津久光と凱旋兵士は、薩摩藩政の改革をめぐる対立したが、一方で政府の集権化政策に対しては、両者ともに批判的な立場をとっていたのである。このような薩摩藩内の問題は、だんだん顕著となった。⁵⁸

版籍奉還建白が行われてから間もない1869（明治2）年2月13日、島津久光と忠義父子から帰藩を命じられていた大久保は故郷の鹿児島に着いた。戊辰戦争の論功行賞で下士層からの突き上げに苦慮していた藩上層部から対応を求められた形で、大久保自身も政府や藩の改革を実行するため久光の力を必要としていた。久光を説得し上京の約束を取り付け、藩政についても藩と島津家とを分離させ、西郷隆盛や伊地知正治などを参政に就任させた。討幕に活躍した西郷は凱旋兵士に人望があり、彼らを抑えることができる唯一の人物である。西郷を藩政の中心に引き出さざるをえなかったのは、久光らの守旧派および大久保らの在京有力者が、ともに凱旋兵士の要求を抑えきれなくなっていたことにほかならない。

その目的を遂げて3月11日に鹿児島を発ったが、政府の前途は多難を極めていた。戊辰戦争の戦費調達のために乱発した太政官札と呼ばれた不換紙幣のために貨幣価値が混乱し、国内経済・貿易に悪影響を及ぼした。諸外国の公使達は政府に抗議し、弊政改革や条約履行を要求した。経済的な混乱に伴い一揆も頻発し、明治2年だけでも110件の一揆が全国各地で起こった。政府の人事・政務も馴れ合いと怠慢が蔓延り如何までもしがたい状況であった。

4月24日、東京に戻った大久保は岩倉具視に人事の刷新を提案した。政府内部で投票による人事を行い、地位本位の馴れ合い人事を一新する事で政府の引き締めを図った。

5月13日と14日にかけて高官公選という名目で三等官以上による選挙が実施され、輔相1名、議定3名、参与6名、官公庁

⁵⁸ 前掲『維新政権』、p. 172～173。

長官 6 名を定員として選出。大久保、木戸、後藤象二郎、副島種臣、板垣退助らが参与に選ばれ、冗員となっていた大名や公家出身者は大幅に削られる事になった。

この変化に島津久光などは、家臣だったものが藩主と身分が同じになるとか、勝手なことを独断専行し、特に大久保のやっていることに満腔の不满を持っていた。久光の政治思想は、御一新後の組織として徳川慶喜をもういっぺんひっぱり出し彼を大老の上席にして、薩長土といった雄藩の藩主で万機を決裁するというものだった。これではとても近代化のリーダーたちと考え方が合うわけではない。

7月8日、官制改革の一環として職員令が実施された。これにより政府の職制が一新され、神祇官・太政官が新たに設置された。太政官の下には輔相・議定・参与の代わりに左大臣・右大臣・大納言・参議が新たに設けられ、その下に民部省・大蔵省・兵部省・刑部省・宮内省・外務省・大学校・弾正台などが設置された。

参議に就任した大久保は、政府の一層の強化を図るため薩長両藩の政府への協力が必要だと認識し、再び島津久光の協力を得るために 1870（明治 3）年 1 月 19 日に鹿児島に着いた。翌日久光に謁見し政府への協力を求めたが、久光は政府の欧化政策、とりわけ封建制解体を目指していた事に強く反発し、24日にはついに大久保と久光の間で激論が起こった。長い間久光の元で働いてきた大久保にとって久光から拒絶された事は愕然とする出来事だったらしく、同藩士族も政府に強い反感を抱くようになって、酒を飲んで気を紛らわした事を日記に残している⁵⁹。この時の帰郷では成果を得られないまま去るしかなく、3月12日に東京に帰着。東京に戻った大久保には更なる政府内部の問題が待ち受けていた。

1870（明治 3）年 9 月 10 日、政府は「藩制」を公布した。藩財政のうち 10%を知藩事の家禄とし、9%を軍事費にあて、その 9%の半分は政府に上納せよという内容で、藩政への介入統制を強めるものだった。全国諸藩、とりわけ薩摩藩は強硬に反対し、

⁵⁹ 日本史籍協会「明治 3 年 1 月 24 日条」『大久保利通日記』二、東京大学出版会、1968 年、p. 83～84。

集議院での審議中に議員であった伊地知正治はボイコットして公布前の7月に鹿児島へ帰ってしまった。

公布のあった9月には薩摩藩から提供されていた常備兵1000人も鹿児島に帰ってしまい、巷では薩摩藩が反乱を起こすのではないかという噂が飛び交った。噂話に動揺した岩倉具視は大久保に相談したが、大久保は「そのような風説に惑わされてはならない」と強く忠告した。

大久保自身「藩制」の推進者の一人であり藩と政府の対立を招いたが、藩の力、特に薩長両藩の力を使い政府をより強化しなければならないという考えは捨てておらず、岩倉や木戸孝允にも働きかけた。木戸から薩摩による政府乗っ取りではないかと疑われたが、大久保は「たとい旧藩の論といえども、不条理の筋あれば敢えて顧みるに足らず」と強い決意を語った。木戸も納得し、自身も山口に赴いて藩の協力を取り付けることを約束した。1870（明治3）年11月には大納言岩倉具視は勅使として薩摩藩と長州藩を訪問に出発し、参議大久保、木戸らもこれに随従した。その直接の目的は、島津久光、毛利敬親と西郷隆盛を東京にまねき、両藩の政府への協力態勢を確立し、政府を強化することにあった。ところが、大久保が故郷に帰ったのはこれが最後となる。

この勅使派遣は、上記の公式的な使命のほかに、さまざまな意図をもって実行されたものであった。第一に、薩摩藩の反政府的雰囲気を変え、当時全国的に高まりつつあった反政府運動のなかで、同藩をそれから切り離し、朝廷への協力態勢に転換させる意図があったことは否定できないであろう。「二藩を以今一層朝廷ニ尽すの根本ニ尽力いたし度」⁶⁰というのは、大久保ら再官薩摩藩出身士族の衷心からの願いであったに違いない。

第二には、この時期に政府首脳の間で共通の認識となった長期的基本構想および政府改革との関連があろう。1870（明治3）年9月9日付岩倉宛大久保書翰の

「御建国ノ体裁御立之事誠ニ々々大慶……（中略）凡而根本ノ事相運候上ニ候得ハ旧藩ノ事モ必ず動かし安

⁶⁰ 前掲「明治3年9月3日条」『大久保利通日記』二、p.123～124。

く可有之、公私共大幸奉存候」⁶¹

あるいは10月17日付大久保宛岩倉書翰で

「凡御変革出来早々是非々々西郷召候処江不至候テ
ハ始終之事不可挙与存候事ニ候是ハ面上可申入候」⁶²

とあるように、長期的基本構想の樹立や政府改革は、薩摩藩の政府協力態勢をつくりあげるために必要な前提条件であった。その一方、同藩の協力が政府改革を促進し、ひいては基本構想の実現には藩力に依存する要素が大きく働いていたことは否定できない。

第三に、大久保と木戸の意図には、王政復古の大業に尽くした島津久光父子の功労と今の朝廷の孤立的状況を説き、薩長両藩合力して朝廷に尽くす必要性が強調されているが、明治2年12月18日付の大久保の文書によって政府協力態勢をつくりあげるに当っては、「其手ヲ下ス順序三アリ」として大要つぎの点を指摘している。すなわち、(1) 久光自ら率先して朝廷強化に尽力し、それにより薩摩藩の挙藩権力態勢を確立させる。(2) 薩摩藩と長州藩の両老公の密接な提携および両藩重職の盟約による両藩連合の結成。(3) 両藩合力による両老公らの上京や大政参加と、さらにこれを軸とした肥前藩、越前藩など有力藩の老公らの大政参加による政府強化。これら三つが、前述した大久保が明治2年末の西下にあたって具体的な目標として考えられたものであった。これらが、明治3年末の勅使西下の際にも明白に意図されていた。⁶³

1870(明治3)年12月18日、岩倉勅使一行は鹿児島に着き、早速藩主父子に政府への協力を求めた。22日には大久保の説得を受け入れた西郷隆盛が協力を約束し、25日には島津久光が岩倉の元を訪れて病氣療養中の自身に代わり西郷を上京させ、親兵とすることを約束した。久光の協力については必ずしも成功したといえないが、西郷の上京と親兵の見通しがつき、ともあ

⁶¹ 日本史籍協会「岩倉具視宛書翰」『大久保利通文書』四、東京大学出版会、1968年、p.18。

⁶² 前掲『大久保利通文書』四、p.77。なお『岩倉具視関係文書』四、p.446。「御変革」とは政府改革を意味する。

⁶³ 原口清『日本近代国家の成立』岩田書院、2008年、p.358～359。

れ岩倉らは、勅使派遣の成果をあげることができたといえよう。

このような、西郷を加えた岩倉勅使一行は年末に鹿児島を離れ、1871(明治4)年1月7日、山口に入った。毛利敬親からも協力を取り付けると今度は高知に向かい、高知藩に対して薩摩藩と長州藩とともに政府改革に参画するように求めた。そこで、板垣退助や知藩事の山内豊範からも政府への協力に同意させることに成功した。

かくして岩倉勅使の薩摩藩と長州藩への下向は、西郷を政府内に引き入れるとともに、政府改革に対する有力藩の協力体制をととのえることに成功した。そして大久保、木戸、西郷の考えは薩長土三藩の提携による兵員の上京と政府強化であり、これによって中央集権化実現の下地を整えることだった。

第二節 西郷隆盛の親兵創設構想

1869(明治二)年九月に行われた戊辰戦争の論功行賞において、王政復古の功臣中の最高位に叙せられたのは西郷隆盛であった。明治維新を代表する人物は西郷であり、大久保、木戸と彼と並んで維新三傑といわれる。西郷が明治維新の変革の推進力であり、日本で対外的独立を維持しうる中央集権国家たらしめるために強力な指導力を発揮した。

1868(明治元)年11月、戊辰戦争がまだ終結しないにもかかわらず突如に帰郷した西郷は、頭を丸めて隠棲した。しかし、1870(明治三)年10月各国を視察して帰国した弟西郷従道から国家強化の必要性を説かれると、彼は政治への復帰を決意した。

それから、前述したように、1871(明治3)年12月議定で、三条実美と並んで総裁となっていた岩倉具視が勅使となり、木戸孝允と大久保利通が副使となって、長州と薩摩にゆき長州藩祖の毛利元就と薩摩の先代藩主の島津斉彬に神号をおくった。そうして、知藩事の期限をとり、彼らに上京して維新政府を支えてほしい、との勅旨を伝えた。島津久光は病と称して上京を拒んだが、西郷が上京して政府に入ることだけは承諾してくれ

た⁶⁴。

西郷が上京に同意したのは、中央も政府改革を断行する考えであることがわかり、それが自分の考えとも近い、自分が中央政府に参加することによって改革を実現しようと考えた。また薩摩藩のかかえる膨大な軍隊を維持してゆくことは藩財政にとっては困難であるため、それを中央政府の親兵とすることを望んでいたからなのである⁶⁵。

かくして、岩倉勅使の下向は、薩摩・長州・高知三藩の提携という政治構造を作り出し、それまでの維新政権のあり方に大きな転換をせまった。そこには、三藩兵の上京という新たな現実が存在し、西郷を政府内に引き入れるとともに、政府改革に対する有力藩の協力体制をととのえることに成功した。そして軍事面では、薩摩、長州、土佐藩からの親兵とりたてに伴う編成や組織の変更が課題となった。

薩摩藩内で政府協力の態勢をまとめることに尽力し、さらに三藩提携論による親兵創設をも提起したのが西郷であった。それまでの兵部省は、直属軍隊の組織を目的として、1870（明治三）年11月に徴兵規則を布告し、同時に東京の皇居守衛を目的に薩摩藩、長州藩、山口藩などから提出させた「徴兵」を指揮下に置いていた。つまり、「国民皆兵」の理念を具体化しようとした制度といえる。徴兵規則は、府藩県から一万石に五人ずつの兵の提出を命じている。あくまで、士農工商からの徴募を目的とした「国民皆兵」主義の兵制であった。⁶⁶

これに対し、前述のように版籍奉還直後に、大久保らが主張した方針は、有力藩兵を政府の親兵に転用し、皇居守衛を命じたものである。だが、有力藩からの徴兵が、藩地の意向とも密接であった。1871（明治四）年春の三藩からの新たな親兵の取り立てが、それまでの制度を大きく変更する決定であったことはいうまでもない。当時、兵部省の中心であった山県有朋が西郷の申し入れに同意したのは、山県が「国民皆兵」主義を原則としながらも、徴兵規則に基づく兵制の貫徹を、なお時期尚早

⁶⁴ 松本建一『日本の近代（1）開国、維新』中央公論社、1998年、p. 332。

⁶⁵ 中村哲『明治維新』集英社、1997年、p. 88。

⁶⁶ 千田稔『維新政権の直属軍隊』開明書院、1978年、p. 253。

とみなしていたことによると思われる。「国民皆兵」も藩の廃止と政府による財政掌握ができない段階においては、なおその徹底が困難である。その上、「国民皆兵」とはいえ、やはり士官は士族出身者が中心とならざるをえない。1870（明治三）年には先に記した長州藩の脱隊騒動も発生していた。農民騒動などが激発し反政府運動に対する危惧は、その後も解消されていない。さらに薩摩藩の政府批判の姿勢も放置できず、山県らの兵部省側も、西郷などが企図する三藩兵を親兵とすることに応じたものといえる。

山県は西郷に対して、親兵はいずれの藩臣でもなく、「薩州より出でし兵と雖も、一朝事ある秋には、薩摩守に向ひて、弓をひくの決心あるを要す」と条件をつけ、その承諾をえたと語っている。⁶⁷

兵員の差出しに同意した西郷は、親兵の制度化と兵員を上京させるのに全力をあげた。そして、親兵の設置は、1871（明治四）年2月10日の三職会議で正式に決定された。13日には、薩摩、長州、土佐三藩に対して、兵を徴して親兵とし、兵部省に属させることが命じられている。三藩からの新たな親兵の結集を背景として、維新政権の軍事的安定を確立する措置が具体化されたのである。1871（明治四）年2月、薩摩藩歩兵四大隊・砲兵四隊、長州藩歩兵三大隊、土佐藩歩兵二大隊・騎兵二大隊・砲兵二隊の合計約一万を親兵として兵部省の管轄においた。

三藩兵力の親兵化は、「尾大の弊」となっていた藩力を政府の側に取り込み、同時に三藩の余り兵員を吸収して給養する施策であった。それが何よりも、将来に起こられる反政府運動を弾圧する軍事力となったことは明らかである。

この行動を理解するうえで参考になるものとして、当時の西郷意見書がある。この意見書は、二十四カ条におよぶ長文のものである。具体的な政府改革案であり、中央集権化に向けた提言となっている。

御一新ノ際、西郷吉之助見込書

⁶⁷ 国家学会編「徴兵制度及自治制度確立の沿革」『明治憲政経済史論』国家学会、1919年、p. 380。

- 一、 官員布置ノ次第當分此ノ通ニテ宜シカルヘシ内取捨ノケ條ハアルヘシ
- 一、 上下官員一旦掃蕩黜陟精撰有ヘシ官員ハ可成丈減シ簡易ヲ貴フ
- 一、 皇國ノ國體ハ此通り目的ハ此通りト本然中古以上ノ體ヲ本ニ居ヘ聖西洋各國迄モ普ク斟酌一定不拔ノ大體ヲ知スルヘシ
- 一、 制度紀綱禮節刑典等ヲ定候事府藩縣共内奉私ニ斟酌メ制ヲ改ムルヲ禁ス軍制モ亦然リ

(中略)

- 一、 朝廷ニ安ケレハ所謂空名ヲ上ニカ、ケ玉フマテニテ動モスレハ諸藩兵威ヲ以テ上ヲ動シ朝威相立期ナシ尾大不振ハ古今ノ大害ナリ故諸藩強大ノ國ヨリ精兵一萬餘人其家屬モ 朝廷ニ獻セシメ永ク朝廷ノ名藉ニ連子禁衛ノ兵トシ若不宜ノ者アルモ此兵ヲ本ニ立テ征伐スヘシ
- 一、 政權一途ニ出サレハ分國支離統紀ナク諸事貫徹セス故ニ廟堂上政權一ツニ歸シ參政ノ人々常ニ闕下ニ居住シ如何成大亂變事アルモ政府ヲ立サルヘカラサル法ヲ立ヘシ
- 一、 官ヨリ手ヲ下スヘキト下スヘカラサルトノ條目ヲ要路執政ノ人々早ク了解スヘシ政度紀律賞罰與奪等ノ權ハ持シ上ニ持シ少シ墜スヘカラス米價金銀法式ノ相場ニモ且商等ノ類ハ勢ト下ニ任セ禁制スヘカラス唯官相立サルノミナラス却テ和議破レテ彼ノ制ヲ受ルニ至ルヘシ故ニ道ヲ以テ斃レナハ遺憾ナキモノニ定ムヘシ

(中略)

- 一、 郡縣封建ノ制尚又未詳議スヘシ方今現事ノ形勢ヲ觀ルニ郡縣制ハ長ク行レカタカラン其弊害モ枚舉スヘカラサルニ至ラン衆賢熟議ノ上徐々ニ其制ヲ改ムヘ

シ一百年成功急ヘカラス西洋一般皆久シキニ堪ルノ
資ニシテ十年ニアラサレハ百年ヲ期シ其身ニナラサ
レハ其子ニ待チ必其事ノ成ルヲ要ス今日ノ盛ナルニ
至ル所以也義勇激烈ハ本朝ノ性ナルモ必久シキニ堪
ユル事能サル病アリ事ノ大ナルモノナト成ル事遅キ
モノ也堪ユヘカラサルモノニ堪ヘ然シテ后成ル事ア
ルヘシ諸侯着目スヘキ要件也⁶⁸

西郷の岩倉あて建白書でまず注目されるのは、現在のすべての
の官員をいったん退陣させた上で、官員の数をなるべく減少さ
せて、官僚機構を簡易にせよということである。要するに政府
の完全な改造である。そして、強藩出身の士族軍隊を天皇政府
直属の兵力とし、これで全国の軍事的支配をするということ
である。それはまさに、薩摩一藩で行なわれている士族支配体制
の全国的集中でありそうした軍事力の集権化、その軍事力にさ
さえられる天皇政府こそ、西郷のもっとも期待していたもので
あろう。彼にあっては、軍事力の中央集中と政府の根本的改造
が一体をなしていた。⁶⁹

西郷は新政府に必要なのは士族を中心とした軍備強化と農本
主義的な国家経営であり、近代工業や鉄道などの建設を推進す
る政府は「商人」のようであると糾弾した。政府改革では、制
度や機構をいじることよりも人事問題を重視し、政府官員の政
治倫理と姿勢を厳しく問い、その一新を主張する。

この時期における西郷の影響力を「子供すら夜泣かずありけ
り大君のしこの御楯と汝がなりし時」と詠った当時の外務卿副
島種臣の評価は過大の気味があるにしても、急激な改革を大き
な摩擦もなく遂行した彼の有形無形の統率力は確かに強力であ
った。ここでも西郷は明治維新の推進の実力者であった。

西郷が上京を承諾し、三藩の献兵を積極的に推進した理由は、
一つは政府の改革を断行するためであり、一つは献兵によって

⁶⁸ 日本史籍協会編「西郷隆盛意見書」『岩倉具視関係文書』八、東京大学出版会、1983年、p. 115～p. 123。

⁶⁹ 石井孝「廢藩の過程における政局の動向」『東北大学文学部研究年報』第十九号、1969年、p. 93～94。

常備軍維持費を中央負担にきりかえ、藩財政の負担を軽くすることである。さらにこれが中央政府強化にもなり、下級士族・兵士の就職の確保にもなるという一石二・三鳥のねらいからであった。西郷は、政府の改革を国元で「隊中と相約」したと言明しているが、その改革内容は当時岩倉に提出した彼の意見書にそったものであることは推察できる。西郷は、中央政府の人事の抜本的な刷新を主張している。彼は中央官僚の豪華な生活や、大隈らの急激な開化政策につよい不満をもち、彼らを追放することを望んだ。しかし、西郷も中央集権は促進する立場にたっているのであり、彼はその具体策を種々のべている。精兵一万余人を中央に献兵し、諸藩をおさえ「尾大の弊」を克服することも、そのための重要な一手段であった。⁷⁰

その軍隊をひきいて上京し、日本の国政を担当するにいたった西郷にとって、かつて自分らが薩摩藩においておこなった藩制改革が、その模範的設計図となったことは想像にかたくない。とすれば、大久保・木戸と衝突することは、初めからわかりきったことである。西郷の言動についてみれば、それまで蓄え来たった実力によって、日本の政治を、彼の意図する薩摩藩下級士族を中核とする雄藩連合という線に、引きもどすことができると考えたのであろう。とにかく大久保・木戸は、西郷を懐柔することによって、薩摩藩のすぐれた軍隊を、政府の忠誠なる常備軍に再編成し、その圧力のもとに廃藩置県に成功した。大久保・木戸の方が西郷より役者は一枚上のようである。⁷¹

江戸幕府より政権を引き継いだ維新政府にとって、封建的な武士層を解体し、近代的な軍隊の創設が急務となっていた。その軍隊の創設をめぐる、大村益次郎・山県有朋のラインは、全国的な国民皆兵主義を指向していたのに対し、士族から人気のあった西郷は、薩長土の三藩勢力による「御親兵」構想を持っており、政府内で意見の衝突が生じていた。こうした意見の相違は、政府内における長州派の木戸・井上馨と薩土派の西郷・大久保・板垣退助の対立が起因となっている。⁷²何度も政治的危機を迎えていた政府は、その危機克服のため、様々な行政改革

⁷⁰ 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、1968年、p. 80～81。

⁷¹ 圭室諦成『西郷隆盛』岩波書店、1960年、p. 118～121。

⁷² 藤村道生「徴兵制の成立」『歴史学研究』428号、1964年、p. 12～13。

の後ろ盾として、中央の軍事力を早急に必要としていた。そのために結局、国民皆兵主義とは逆行する形で、西郷の案が採用されることとなり、「御親兵」が設置されることとなった。⁷³だが、政府改革について、後に述べたように木戸と大久保が対立し、改革の行方は、混乱していた。

第三節 木戸孝允の急進主義から漸進主義へ

1866（慶応二）年1月の薩長同盟で、この二つ同盟によって形成された勢力の綱領ともいえるべき「薩土盟約書」には、当時の思想状況が反映している。坂本龍馬の起草になる「盟約書」は、土佐藩のリーダーである後藤象次郎、福岡孝弟、佐々木高行らの修正を経て、木戸、大久保により手写しされ、維新に至るまで彼らに文字通り共有されていた。

方今、皇国ノ務、国體制度ヲ糺正シ、萬国ニ臨テ不恥、是第一義トス。其要、王政復古、宇内之形勢ヲ参酌シ、天下後世ニ至テ猶其遺憾ナキノ大条理ヲ以テ処セン。国ニ二王ナシ、家ニ二主ナシ、政權一君ニ帰す、是其大条理。

我皇家綿々一、萬古不易、然ニ古郡県ノ政変シテ、今封建ノ体ト成ル。大政遂ニ幕府ニ帰ス。上皇帝在ヲ不知、是ヲ地球上ニ考フルニ、其国体制度如茲者アラン歟。然則制度一新、政權朝ニ帰シ、諸侯会議人民共和、然後庶幾以テ萬国ニ臨テ不恥、是ヲ以テ、初テ我皇国ノ国体特立スル者ト云ヘシ。若、二三ノ事件ヲ執リ、蝶々曲直ヲ抗論シ、朝幕諸侯俱ニ相弁難、枝葉ニ馳セ、小条理ニ止ル、却テ皇国ノ大基本ヲ失ス、豈本志ナランヤ。爾後執心公平所見萬国ニ存ス。此大条理ヲ以テ、此大基本ヲ立ツ、今日堂々諸侯ノ責ノミ、成否顧ル所ニアラス、斃後而已シ。（後略）⁷⁴

⁷³ 由井正臣「明治初期の建軍構想」『軍隊兵士』岩波書店、1989年、p. 435～438。

⁷⁴ 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』上、明治書院、1927年、p. 794。なお岩崎英重

この「大条理」の思想が主張しているのは、今や中央集権こそ世界の普遍的な体制原理（大条理）であり、日本においては天皇を主権者とする中央集権体制をこそ本来の国家原理としなければならないとする見解である。「大条理」に表明された天皇制中央集権国家形成の目標を達成するために木戸、大久保らの倒幕派のとった戦略は、幕府側の敵対的行動はもちろんのことで、政治状況をひたすら武力的対決へ持ち込もうとすることであった。戊辰戦争は、その彼らの意思表示であったと考えられている。

「元来、終天之共に讎と相成居候姿に付、幕にも我を滅し不申而は不得其志之訳に付、就而は雙方いづれ敷相斃れ候までは、真之静謐も六つヶ敷事敷と被存申候」⁷⁵

「十段目ハ木砲撃芝居ヨリ致方ナシ」⁷⁶

というように、対立が敵の存在そのものの否定にまで行きつかざるをえない以上、倒幕のため終局的には武力を行使しなければならないと彼らは考えていた。

だが同時に木戸は、戊辰戦争は必然であるのみならず、革命遂行のために必要でもあったと考えていた。木戸の狙いは、この機会を利用して可能なかぎり旧体制を破壊し、新国家建設の地ならしを行うのであった。徳川三百年の幕藩体制を廃止し、「御一新」を実現するためには、「戦争より良法は無」⁷⁷という考えである。しかし、「天下大疲弊は眼前に迫り」⁷⁸というように、木戸も内戦が長期化することによって生じるリスクが大きいことは承知していた。また、革命遂行への木戸の急進的な姿勢が見られるのは、1867(明治元)年4月の小松帯刀宛書翰で「目前之安きを求め候得は、自ら皮表之療治に馳せ、筋骨より復するの手段に候得は、頑毒を發表してかり尽くし候之両手段外有之

編『坂本龍馬関係文書』一、日本史籍協会、1926年、p. 310、および前掲『大久保利通文書』一、p. 480、参照。

⁷⁵ 前掲「広沢兵助宛書翰」『木戸孝允文書』二、p. 260。

⁷⁶ 前掲「佐々木高行日記」『坂本龍馬関係文書』一、p. 348。これは1867(慶応三)年8月、長崎における木戸、坂本龍馬、佐々木高行の申し合わせである。

⁷⁷ 前掲「小松帯刀宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 62。

⁷⁸ 前掲「小松帯刀宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 62。

間敷歟」⁷⁹。

木戸の急進主義というのは、欧化主義という単純なものではなく、天皇を中心とした中央集権体制の確立を急務とするがゆえの「急進主義」であり、脅威をもたらす諸外国に向き合う体制を調整するための改革であった。

このように急進主義な政治指導へと木戸をつき動かしていた原因の一つは、幕末の政争や戦争で落命した同士にたいする責任感であった。

維新後の木戸の日記や書翰からみれば、彼が政治変革の曲折を迷い続けている自分への自責の念となっていることがうかがわれる。長州藩内において久坂玄端や高杉晋作をはじめ多くの同士が自らの命を賭けて希求した変革が達成される日を見届ける。「後れても後れても又君たちに誓いし言を吾忘れめや」⁸⁰というように、そのような彼らの死にたいする思いが生き残った身をさいなみ、その変革を完成させなければならないという責任感となって、木戸の行動を内部からつき動かしていた。

「大政維新は成就した。しかし第二の徳川幕府が出現してはならない、王政復古の名義だけ出来上がって、これに代わるべき権力者が、ただ人を代えたというだけではいけない、あくまでも王政の実を挙げなければならないという、この大眼目を標的に、理論を一貫した識見は、明治の元勳中、ただ木戸あるだけだ。これが木戸の、卓絶した偉い長所と思う。要するに木戸は主義の人で、この主張を極点まで実行しようとして、ときどき衝突が起こった。しかしこれは、単に自分一個の主義を貫こうとしたばかりではなく、王事にささげつくして、命をおとした幾多の先輩、または志をとげることが出来なくて、地下に入った未知の同志にたいして、当然の責任と感じていたらしい。このように真面目に、熱心に、誠実に、しかも公平に、物事を処断するので、聖上のご信用も、ことに厚かったように拝せられる。大久保もあれ程剛腸果敢、ことに激烈な衝突のあったにもかかわらず、常に木戸を推重されて、真実心底から推服していたようだ。しいて欠点をいうと、感情に激しい一事である。

⁷⁹ 前掲「小松帯刀宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 62。

⁸⁰ 高杉晋作、堀哲三郎編『高杉晋作全集』下、新人物往来社、1974年、p. 556。

いかにも喜怒色に現れるという性質で、ことに順逆正邪の是非を、非常にやかましくいう方であるから、時の権威が威を弄して、名爵を西郷の嗣子に封じたなど、もしも在天の霊が知ったならば、恐らく、墓石もゆらぐばかりに憤ることであろうと察せられる。」⁸¹

この評言からも、木戸の使命感の所在と、それが彼の倫理的に厳格な態度へ反映していることを知ることができる。しかも維新後の木戸の政治的使命感の基底を形づくっていたことがうかがわれる。その使命感は、中央集権国家の形成という革命の最終目標へ向けて木戸をいっそう駆りたてずにはおかなかったし、また「真之大政一新」を遂行し、「皇国を維持億兆を保護する」⁸²という理想を掲げるのに躊躇させなかった。それに木戸は政治家としての責任倫理や公平な立場をとるべきことをつねに強調したのである。

「勤皇之義を挙しときの友人、盡骨となり、今日の交朋始終の意に不通もの多し。逐憾往事、想像将来、多是慨歎」⁸³

というように、このような木戸の使命感や倫理感は共鳴者を見出すことが困難であった。当時、木戸の周辺には彼を新政府の有力者、長州藩閥の代表者とたのんで接近してくる者がほとんどであった。出口の塞がれた心情は、木戸の心中に不満をうっ積させ、ときにそれは爆発し、その結果木戸の周辺に陰鬱な雰囲気を漂わせることになった。

しかし、明治初頭にあっては、木戸の急進主義に隠れて必ずしも顕在化していないが、廃藩置県の見通しが立ち中央集権国家の基盤がようやく固まってくるとともに、彼の政策立案の思考に次第に反映しはじめるようになる。その中で、木戸は長州藩脱隊騒動を体験したことで、政府から人民の末端にまで至る集権的な改革は、漸進的に進める以外には多大な困難に直面することを痛感させられている。この漸進主義についての教訓は、

⁸¹ 江森泰吉編『大隈伯百話』実業之日本社、1909年、p. 72～73。なお木村毅編『大隈重信は語る』早稲田大学出版部、1988年、p. 169、所収。

⁸² 前掲「明治四年9月6日の条」『木戸孝允日記』二、p. 95。

⁸³ 前掲「明治元年9月26日の条」『木戸孝允日記』一、p. 109。

民部と大蔵省の分離をめぐる紛議で、より実態的に理解されたものと思われる。その後の木戸は、大隈らの急進的な統一、集権化政策が政府内で反発にあうと、政府全体の開化が遅れていることを嘆きつつも、漸進的に歩みよりを示した。

その結果、木戸の基本的な政策態度は、これまでの状況中の好機を利用して果敢な、しかし常にリスクを伴う急進主義から、1870（明治三）年8月岩倉・三条実美におくった書翰のなかで、「天下之事は十年を御期し被為在、漸を以大に御誘導」⁸⁴という「漸進主義」へと大きく転換する。これが消極的な見解への後退であり、廃藩は遠い将来のこととしか考えていない。

この転換は、「前途大目的之被為相力候上は、急迫に御進歩有之候ても、世上一統弱足のものは御沙汰通に得運ひ不申気味も可有之かと奉存候」⁸⁵というように、「世上一統弱足のもの」（弱者）に配慮し、国民の信頼を獲得することによって、権力基盤を拡大するとともに、革命前後の非日常的な状況と支配を収束し、維新国家を安定した成長段階に導こうとするものであった。

1868（明治元）年、木戸は国家の対外的独立という究極的な目的のためにも国民の自発的な服従が必要であり、またそれが近代国家として当然の形態であると説いている。

「朝廷今日之御力而已に而は、決而往々皇国之御備へも不相立、隨而御維持も万々不相成辺を、各国之自国を保護いたし候に付而は、邦内之人民名々其力を合せ、漸其国之守備を立、永続之策を廻らし候次第之廉々を挙げ、先以信切に人民にも相示し置、左候而漸を以御手を被立候は、必天下に被行可申敷。第一に府県之知事は不及申、判事已下にても此處へは屹度着眼を仕、其心得に而今日政事を補佐不仕而は、決而不相成事と奉存候」⁸⁶

この構想は木戸が幕末の長州藩における経験をふまえていることが明らかである。それゆえに、木戸にとって維新前後の非

⁸⁴ 前掲「岩倉具視宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 99。

⁸⁵ 前掲「大久保利通宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 50

⁸⁶ 前掲「後藤象二郎宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 147～148。

日常的状況をどのように調整するかは、一面ではそれが無政府状態に雪崩れ込むのを恐れながらも、他面にはそこに噴出した広範な政治的エネルギーが国家の対外的独立を維持するために発揮されることを期待するがゆえに、重要かつ慎重を要する課題であった。

「天下之事、一平定よりも一平定後天下之大方向を相定め、皇国一円之正気を以万国に冠絶たる規模御定之事万々御六つヶ敷事歟と痛按之至に御座候。二百余年鬱屈之氣一時如斯鼓動仕候而は、此後殺氣之所致一大事に御座候。大に皇国之御為とも未曾有之大害とも相成申候」

87

ここに見られるように、木戸は時代の雰囲気重視し、またそれに敏感に対応した政治家である。

この時期、木戸が理想としたのは、「十年の策相立、人民に信を不失、政令益行れ、人民彌安伏する」⁸⁸というように、政府の一貫した政策の遂行と国民の政府に対する信頼とが互いに反映しあうような安定した支配であった。だから木戸は、政治指導が国民の要求にまったく寄り掛かるべきであると考えていたわけではない。

また、この頃木戸の日記に「二字、岩卿へ出、時事を陳諭し、基本の大目的を以て大いに天下を誘導し、方向を定めんごとを欲す。今日、宇内之大勢を察するとき、其急不可言尽、不忍黙観、依て愚策を建言する数件、聊報今日之志也」⁸⁹と見える。これなどは、木戸の常套的言い回しである。「宇内之大勢」に追いつくために、朝藩的割拠体制を一刻も早く打破して中央集権的新国家を建設したい、既に再三指摘したように、「皇国を一定一致」「萬民を安撫」させたいとは、木戸の熱烈な希望であった。

そして、「宇内之大勢」をよく理解して「皇国興起之目的」、「前途維持之目的」を的確に見据える事のでき、つまり大局観を持

⁸⁷ 前掲「久保松太郎宛書翰」『木戸孝允文書』三、p. 104。

⁸⁸ 前掲「明治三年4月18日の条」『木戸孝允日記』一、p. 345。

⁸⁹ 前掲「明治三年8月30日の条」『木戸孝允日記』一、p. 349。

った新人材の育成と養成が必要であると盛んに主張し、それを実行しようとするのである。

要するに、木戸は、漸進的に着実に進むを目指すべきであると強調し始めたのである。もしも、国家と社会の現状では、文化、慣習、風俗や人情を無視したが、旧来の観念的な改革が強行されれば、そこには無理が生じ、結局は国家と社会の大混乱を醸成して、維新変革は大失敗に終わろうと、木戸は冷静に見て判断したのである。

「漸進主義」とは、状況の推移を客観的に振り返り良く考えながら維新国家をその確立へと操作し導いていくリアリズムの表現であったといえる。「漸進主義」の構造は、一方では諸政策の基本方針に一貫性と持続性を持たせようとする「條理」の追求の考えと、他方では各時点における政策遂行が現実に及ばず効果について考えを加えながら目標実現への具体的な計画を調整する「緩急」な考えという、二極の考えの緊張関係から成り立っている。しかも、

「必竟、緩嚴等之議論種々雖有之、其元は只條理を貫くと不貫にあり。皆條理中より起り、緩嚴よりして條理を論するの理なし、然るに有司も多く其見不一故に余も亦今日の事只管為邦家一致一貫之目的不相立ときは又先年の如失策依て東京へ急に此次第を推んと欲す」⁹⁰

木戸が漸進主義への転換の理由で、まずはその中で「條理」の基本的優位性が確認されている。すなわち政府は政策の実際的な効果、つまり国民の反応力や適合力に十分な注意を払いながら、そしてそのためにも長期にわたり一貫した政策方針をとるべきであるというのが、「漸進主義」の背景にある木戸の思想であった。

第二では、その一方当時の国民の慣習や反応を配慮するがゆえに、ここでも木戸は「漸進主義」をとるべきであると考えている。

「三百余之政府を立、三百年来養来候故、人情風俗は

⁹⁰ 前掲「明治四年4月14日の条」『木戸孝允日記』二、p. 21。

不及申、数里相隔候而も言語までも異同有之候様之事に付、実に迅速には難相進、十年を待候事と則決之事と区分を成し着手不仕而は、却而於実事上及遅延候事も可有之歟に相考へ申候。」⁹¹

第三では、幕末において多くの長州同士を失い、自らも辛酸をなめたことを木戸は忘れていなく、焦ってはならない。着実に国の基礎をかため、人民を教育し、富強にし、社会を安定させることがやるべきことではないか。

このような政治的世界を構成する日常的要素の重視は、次のような木戸の政治観に色濃く反映しており、それは「漸進主義」へ導かしている。

「抑も政治の世に行はるゝや、一日も停止すへきに非ず。猶、水の下流に逝く、須臾も之を壅塞す可からさるか如し。其際、利を起し、害を除き、善を奨め、弊を去るや、各々其実際に応して順序を設け、以て之を釐正し、漸く其化域に至らしむへし。其期の遅速は、独り政府処分の當否に依る而已。凡その海の内外を論せず各国政治の沿革して良法善政を得るを見るに、皆此法に由り施行せざるはなし。但、不世出の英雄、時変に遭遇し干戈を以て一世を圧服する如きは、又常理を以て論す可きにあらず。若し実際の得失當否を顧みず、遽に政体制度を變革し徒らに名称に従ふて其新政新法を一旦に施行せんと欲する者は、大概其弊害を増加して其利益あるを見ず。仮令萬全の新法、最良の新法なりといへとも、猶従法虚名に属す。況や廟議末た萬全の地に及はず、取良の度に至らざるに於てをや。」⁹²

そして、明治五年に木戸は、急進主義から漸進主義への転換をつぎのように回顧している。

「情已往将来を想思候得ば、御一新已来も朝廷上なり藩上なり内外紛紜之際、僅々凡大綱と可相成ものは大果斷なくて元よ

⁹¹ 前掲「岩倉具視宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 192～193。

⁹² 前掲「岩倉具視宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 192～193。

り不叶事と存候得共、他は一般之情勢を想察し着実漸進を可主と持説主張候得共、始終かきませられ云々」。⁹³

この原点として木戸の政治発想は展開された。そして、幕末動乱期に恩師吉田松陰から実体験的に深く学んだ、公明正大で「誠意」である政治を常時目ざそうと心掛け、政治、社会の現況を見据えながら発想を脚色する現実主義を同時に具えていて所に、木戸の木戸たるゆえんがあったといえるのである。

第四節 政府の改革

1 大久保利通一政府強化構想

三藩合意に基づいた政府強化の改革だが、それぞれ様々な思惑が入り混じり混迷することになる。岩倉具視は薩長土三藩に維新政権の誕生に貢献した名古屋・福井・肥前藩を加えた六藩に国事を諮詢する大藩会議構想を提言、政府の支持基盤拡大を模索する。その頃、大久保利通は政府組織改革に着手しつつあった。政府強化のため、1871（明治四）年2月、鹿児島から帰京した大久保利通は、政府改革の課題として、三藩兵を親兵とすること、新たな政体規則を設けることを掲げた。

大變革ノコト及ヒ機事ヲ條陳シタルモノナリ

一薩長土三藩ノ兵隊 朝廷へ御取拔十分ノ

御權力ヲ為備候事

一主上兵隊ヲ御親ラ御垂撫之道被為行届候事

一諸省ヲ一々相約メ間隔之弊ヲ一洗スル事

一諸省ノ冗減ヲ畧スル事 政體規則大ニ改革之事

一水本免職ノ事 ……（後略）⁹⁴

この大久保の政府改革の構想は、中弁で制度取調専務であった江藤新平や制度御用掛の後藤象二郎が参画したようである。

⁹³ 前掲「井上馨宛書翰」『木戸孝允文書』四、p. 394。

⁹⁴ 前掲「岩倉公に呈せし覺書」『大久保利通文書』四、p. 215。

江藤は、国法会議の議事を主催し、同時期、上と下二院の創設や州と郡制の実施を目的とした「官制案」などを起草していた。当時、大久保が提起し、1871（明治4）年5月はじめに内定した改革案の主な点は、次のようなものである。

1. 大納言の廃止と左、右大臣（各1名）と准大臣⁹⁵（3名以内）の設置。
2. 参議の廃止。
3. 各省の整備。

この政府改革案の主眼は、かねてからの持論であった参議が諸省の卿を兼任、政府に左、右大臣を一人ずつと少数の准大臣を置くことにあった。つまり、左、右大臣に権限を集中させることであり、具体的には岩倉の右大臣昇格を意味する。当時右大臣は三条が務めており、岩倉は徳大寺実則や嵯峨実愛とともに大納言であった。その大納言が廃止され、左大臣に三条がまわり、右大臣に岩倉が就任することになる。2は、各省長官が各省事務のみならず、大政に参与（従来の参議の任務）することであり、実質的には参議と各省長官の兼任を意味する。最後の3は、大蔵省の権限削減を意味する。

佐々木高行の『保古飛呂比』によれば、大久保の改革案は「全権大臣あり、准大臣ありて、大政を総べ、諸省の卿は入りて参議となり、出でて卿となる」という方策で、全体に政府内の「意脈貫徹」を重視した構想であるという。

このように、改革案のねらいは左、右大臣（三条、岩倉）のもと、財政、軍事、民政、司法のすべての行政を、大政に参与する各省長官が統一的に実施する、その体制作りにあった。つまり、大納言、参議の廃止と左・右大臣職の設置で、左・右大臣二人に権限を集中、参議の廃止によって各省長官が事務だけでなく政治にも参画することとなり、行政権優位の非常に強い

⁹⁵ 准大臣とは、日本の朝廷において、大臣に准ずる待遇のこと。またその称号、およびその称号を与えられた者。准大臣という官職自体は存在しない。三位の公卿に大臣の下・大納言の上の席次を与えて朝議に参加させる待遇を意味し、本来は「大臣に准ず」と文として読むのが正しい。後代になると准大臣宣下が昇進過程に加えられ、更に時代が下ると実質上の極官として扱われるようになることから、制度上は待遇に過ぎない准大臣が実際には官職と同様に扱われるようになっていった。

中央集権策だった。政府の一体性強化であり、大久保の考える強力政府構想である⁹⁶。そして、岩倉大納言らは、三藩知事の上京をまってただちに下問することを予定した。大久保は、三職会議で早急に決定するように求めている。

2 木戸孝允一政府改革案

その一方、この大久保の政府改革案に対しては権限が削減される大蔵省の井上馨が異論を唱え、さらに木戸が五月末に山口から帰京して参議に出仕することで、反対することになる。

明治四年6月11日、「晴六字前退出直に岩卿に出余過日來此度薩長土三藩の兵殆一萬を親兵に召させられ。

朝廷を保護し御基礎之確立を助けられんとす故に三藩も亦屹此御主意を奉戴し天下速に一途に歸し諸藩の方向彌一定する之盡力あらんことを望む則版籍返上を以第一段とし此度聊其實を擧げ方向をして一定せしむるを第二段とするの盡力なくんはあるへからず依て余愚按の件々を陳述し制度一定後已に未天下一般之。

朝命を不聞此機を以て諸藩へ同一の命を下し歸一の實を擧んとす故に再三其大旨を論議せり……（後略）」⁹⁷

木戸は、官制問題や人事問題が紛糾して、三藩提携論により親兵が創設された時期、版籍奉還の「実」をあげるため、諸藩に対し「同一の命」を下して中央集権を実現すべきであると、岩倉に申し入れている。

親兵創設以外は何も具体的な政策は実行されていなかったのである。しかし、三藩提携論で本来の目的である藩統制の強化による中央集権は達成できるのであろうか。

大久保の政府改革案について、大納言と参議を廃止して、行政官である各省長官がそれに代わろうとすることを問題にすると木戸が批判する。ですから、各省の権力が強くなりすぎて、

⁹⁶ 勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年、p.144～145。

⁹⁷ 前掲『木戸孝允日記』二、p.51～52。

各省が割拠し、大臣であってもそれを統轄することが困難となり、政府としての一体性が損なわれる可能性が高いと批判する。

木戸の主張は、大納言と参議を廃止するではなく、むしろ両者を一体として立法官としての地位を明確にし、行政権を持つ各省とともに政治を行うということである。つまり、新政府における弱体な立法権の拡充を図ることで立法権と行政権の両立を目指すという相互牽制を重視した案を説く。また、三条や岩倉にあてて、次のような「制度論」を主張している。

木戸は、大久保が大臣と准大臣と諸省長官の卿による強力な行政主導型の政府を作ろうとしたのに対し、そのような方策では「諸省の権力強く、政府立つまじ」と批判した。その根拠は、諸省の長官である卿が参議の職務を兼ねた場合、卿が立法・行政・議政の全権を握るようになるという点にある。木戸は諸省の卿が力を持ち、自己中心の割拠主義になることを危惧したのである。この木戸の「制度論」の主眼は、のちに「朝廷出書」（立法・行政に関する建言書）としてまとめられている。

このとき木戸は、「立法・行政に関する建言書」を提出したが、そこには「漸進主義者」としての本質が大きく顕現した。この建言書で木戸は政治の世界で成果を挙げるには漸進主義に拠って行うことが安全着実であると、大要次のように表明している。

「方今、政治の体裁、其紀綱の条立せざるより、廟議に於て再び復政体を一変し改革を行ふの議ありと聞く。事体苟も全州の安危、全国の盛衰に係るを以て、今之を熟視し、之を測考し、之を忖度し、論理実際の両義を推て、其是非得失の要領を記述す。夫れ、政体制度は、容易に改革すべき者に非ず。事状止を得ざるの弊害起りて之を匡済するの改革を行はざるを得ざりとせば、須らく漸を以て其実際の施行に及ぶを眼目とすべし。仮令一朝遽に變じ、頓に名称を替ると雖も、其実際の履行に至りては、必ず有限の時日あり。必ず前後の順序あり。然らざれば、其实効を奏するの期なく、実務の験を識るの時なく、改革の益なくして、改革の害ある事、諸を掌に指すが如し。之を以て見れば、政治は実地に著意して其妨害なきを主とし、而して漸を以て之を挙るに如

くはなし。抑も、政治の世に行はるゝや一日も停止すべきに非ず。猶水の下流に逝く須臾も之を壅塞す可からざるが如し。其際、利を起し害を除き善を奨め弊を去るや、各々其実際に応じて順序を設け、以て之を釐正し、漸く其化域に至らしむべし。其期の遅速は独り政府処分の当否に依る而已。凡そ海の内外を論ぜず、各国政治の沿革して良法善政を得るを見るに、皆此法に由りて施行せざるはなし。若し実際の得失当否を顧みず、遽に政体制度を变革し、徒らに名称に従ふて、其新政新法を一旦に施行せんと欲する者は、大概其弊害を増加して、其利益あるを見ず。仮令、万全の新法、最良の新制なりと雖も、猶徒法虚名に属す。況んや廟議未だ万全の地に及はず、最良の度に至らざるに於てをや。故日、政体制度は、容易に改革すへき者に非ず。事状止を得ざれば、須らく漸を以て其実際の施行に及ぶを眼目とすへし……（後略）」⁹⁸

木戸は大納言と参議を一体にして、立法をつかさどる「帝室の枢機官」とするよう主張した。大納言と参議を廃止しようとした大久保案に対し、逆に大納言と参議がもともと立法を担当する議政官であるとして、その増員と権限の強化を主張した。

したがって、大久保が行政権を優位させたのに対し、木戸は立法権と行政権の両立をめざしたのであり、当面の課題は弱体である立法権の拡充を図ることであると考えていた。また、立法官である大納言と参議を上院とし、他日の下院に対抗する役割も持たせている。

3 木戸・西郷の参議就任

その一方、西郷隆盛は制度や機構の改革を重視する政府強化を大久保が意図したのに対し、大久保、木戸の方針対立が先鋭化して改革が停滞していた状況を踏まえ、人事による政府首脳者の一元化を主張する。西郷は薩摩藩大参事であり、政府の問題に直接かかわることのできる立場あまりにはない。しかし、

⁹⁸ 前掲「立法・行政に関する建言書」『木戸孝允文書』八、p. 53～55。

政府強化策としての三藩提携論の中心であり、最大の藩力をもつ薩摩藩の代表である西郷の意見は重要である。

大久保の日記によって、明治四年6月1日、「朔日不參木戸子山縣子に相訪西郷子入來政一途ニ出ること根本一なるに根本一なること一人之人を立てる仍る木戸を押立合力同心相助てやるへしト遂示談候」⁹⁹。西郷は大久保を訪ねて、『政治の統一は「根本」が一つになっていなくては、できないものである。そこで「根本」を一つにするために、木戸孝允一人を押し立てて、他の者は彼に協力するようにすべきである。』¹⁰⁰と説いたという。そこでは、「政一途に出る」ために根本を一つにする以外なく、「木戸を押立合力同心相助てやるべし」との結論になったようである。まず難物の木戸を参議にすえ、政府強化を速やかに実現しようとした方策である。なによりも政府改革に長州藩側の協力を不可欠としたのであった。

西郷は、明治四年7月10日に郷里鹿児島にいる桂四郎(久武)に宛てた手紙で、彼の意図がうかがわれる。

芳翰難有拜誦仕候殘暑酷敷御座候得共彌以て御壯榮御勤務之段恐悅之至り奉存候隨而小弟無異儀罷在候に付乍憚御放慮可被下候陳者先月下澣三藩出掛相成候初此方よりは三藩戮力同心と申義只立舍迄にては志氣直様難安次第に候間此度は十分戮力同心之根源を堅ふいたし候儀急務と存候其根源に於ては三藩の内より一人主宰を立皆此人の手足と相成十分使はれ候而其人を助け候處不相立候ては只面面の議論を主張いたし候様の機會に成行候に付一人見込通り施させ候て面を一に定め不申候ては必ず事業不舉紛々之場合に相成可申若又見込相違致し大體不相叶候はゞ速に引籠候方可然少々の見込は必ず有之事に付右等は推てやり貫候得者其弊を矯候位は如何様共相成候に付是を以て定約いたし

木戸壹人を参議に据へ外々は省に降り其任を負ひ勉勵可致と相議し土州へ相談候處極同意にて御座候間兩藩より篤と長藩え申述候得共木戸決して不肯然共兩卿

⁹⁹ 前掲「明治四年6月1日の条」『大久保利通日記』二、p.170。

¹⁰⁰ 前掲『廢藩置県』、p.146

へ申立懇々御説諭相成候得共少も承引者不致候に付不得已此上は都て省々へ降り互に手を引合候て参り候外無之と策を替談判いたし候處亦々議論沸騰いたし既に崩立勢に成立頓と御變革は不出來次第に立至り候處一夕大久保より篤と相談有之此上は私氣張候はゞ隨分御變革之處も受合て可相調との事に付左候はゞ相はまり可申此節不相調候はゞ御國元にて隊中と相約候折切斷に相究居候間逆も逃出しは出來可不申山に入候義も相塞りいづれ地に入候外無之候故承諾仕候處木戸も納得相成兩人參議に拜命仕候……(後略)¹⁰¹

このようにして、三藩がただ集まっただけでは駄目で、根源を堅くしなければ政府強化にはならず、そのため三藩の中から「主宰」を一人立て、他はこの「手足」となることは必要であると、その意図を説明している。

それから、西郷の説得で大久保も木戸擁立案に同意し、西郷は板垣、井上、山縣らの同意も得て木戸擁立に動いたが、当時の木戸は政体改革構想の違いと、結局大久保案の実施という汚れ役を背負わされるだけではないかという危惧からこれを固辞した。木戸は、久留米藩処分¹⁰²の問題で西郷ら薩摩藩に対する疑惑を深めたという事情もあるが、基本的には前述の政体改革構想の違ひから固辞しつつける。内定していた大久保改革案の実施という重荷を背負いこむことはできない。

この木戸が参議になることを固辞した理由の第一は、太政官制の組み立て方をめぐる大久保との間の改革案の相違である。木戸自身は、前述のように参議の廃止または参議を一人に限定するような官制のあり方に、強く反対していた。また木戸が固辞した理由の第二は、大久保と西郷などの薩摩藩出身者にたいする深い疑念にあったように思われる。

大久保の日記によって、彼の意図がうかがわれる。

¹⁰¹ 日本史籍協會『西郷隆盛文書』、東京大学出版会、1967年、p. 69～70。

¹⁰² 1868年(慶応4年)には大政奉還を受ける形で尊王攘夷派が復権し、佐幕派の首脳を排除・粛清。戊辰戦争が始まると新政府軍側で参戦した。しかしながら、明治政府の「開国和親」路線に不満を持つ久留米藩攘夷派政権は、1871年(明治4年)に二卿事件と呼ばれるクーデター未遂事件に関与し、明治政府の命令を受けた熊本藩に城を占拠されている。

明治四年 6 月 21 日、「不參十二字西郷子入來木戸一條ニ付種々示談小西郷子も入來今朝條岩兩公政體御變革之一條御示談之上岩公より御書面到來明夕三職會議云々之趣」¹⁰³

明治四年 6 月 22 日、「早朝條公に參上今夕會議無益ニ付是非兩公任して木戸御説得異論ナキヤウ是迄之行掛り御談被下度云々相願候夫より參 朝猶條公岩公御談之上今夕木戸御呼御説得可被成とのこの二字退出」¹⁰⁴

明治四年 6 月 23 日、「七字參 朝昨夕木戸御談不十分小子より此上懇談をよとのこの二字退出小西郷子大山川村等入來六字より西郷に訪木戸兩人政府の本ニ立其餘諸省ニ下をヤルヨリ外べし然をい木戸ニ於テも異存無之与存し候。西郷子任し吳らるべく及談合終ニ同意有之大ニ安心則岩公に參上形行申上候此上を御引受可被下木戸に明朝參り受合を懇談可仕与申上ル別る大悦」¹⁰⁵

明治四年 6 月 24 日、「七字木戸に參反覆論談愚意具陳之處更ニ異論べし歸る處議兩人云々木戸子西郷之處御居ヘナルノ事を談一身之處ニ付少々謙遜も有之候得共同意有之候十時比より參 朝條公岩公に申上前條ニ御治定明日ニ諸省少輔以上參議迄廢官新參議木戸西郷兩人即日被 仰付其上政府ニて御人撰少輔以上任せらる候様切迫申上候二字退出小西郷子川村大山子入來」¹⁰⁶

明治四年 6 月 25 日、「七日參 朝今日御ノ處木戸子不承知之論有之彼是六ヶしく候得共漸ニ御發表有之候

參議一同免職

木戸西郷參議新任

諸省少輔以上免官……（後略）」¹⁰⁷

大久保にとってこの木戸の拒絶は予想していたことかもしれ

¹⁰³ 前掲『大久保利通日記』二、p. 172。

¹⁰⁴ 前掲「明治四年 6 月 22 日の条」『大久保利通日記』二、p. 172～p. 173。

¹⁰⁵ 前掲「明治四年 6 月 23 日の条」『大久保利通日記』二、p. 173。

¹⁰⁶ 前掲「明治四年 6 月 24 日の条」『大久保利通日記』二、p. 173。

¹⁰⁷ 前掲「明治四年 6 月 25 日の条」『大久保利通日記』二、p. 174。

ない。それでも、木戸の頑なな態度に、大久保は6月23日に木戸とともに西郷の同時参議就任を提案する。この大久保の要請に対し、西郷は参議への就任に同意した。大久保はあわせて自身の改革案を大幅修正して大納言・参議の残存、各省官員の大規模削減を申し出る。この譲歩に木戸も折れ、明治四年6月23日、前参議・各省首脳部が全員罷免された。

明治四年6月24日、「岩卿に一書を呈す則御答書あり大久保來訪制度等儀に付巨細談論且西郷進仕の一條に付余亦同職盡力の邊も云々預議論其情實於尤苦心の境なり故に又我意も陳述せり然して促余甚切迫依て余平生の心議論已に三年前より條岩二卿へ陳説し今日其採用あらんことを懇願せり其書面は岩卿へ當て、呈す」¹⁰⁸

このようにして、木戸は6月24日、大久保から西郷とともに参議に就任するであろうことを伝えられた。それでも、木戸自身は「苦心」の心境を語っている。25日の三職会議で西郷・木戸両名が新たに参議に就任、西郷・木戸連立政権が誕生することになった。

しかし、西郷・木戸への権限集中で政府瓦解の危機をひとまず乗り越えたが、この連立政権はすぐに機能不全に陥ることになった。各省の人事と制度改革が早急に行わなければならない課題であった。そのうえ、ふたたび大久保と木戸が対立し、政府内部は混迷の状態に陥る。木戸は、人事よりも制度改革を先にすべきであることと主張したが、6月27日から各省の人事が発令されはじめる。このとき、大久保は27日に大蔵省長官となる。木戸の主張が斥けられたかたちとなったが、実際の人選では大久保が不満を抱くようになる。

各省人事で議論が紛糾して木戸派と大久保派の対立に発展し、木戸の主導で設けられた政体改革を検討する制度取調会議は議論が百出してまとまらず、肝心の大久保が不参加で、西郷も会議の悠長さに不信を覚えて欠席しがちになり政権発足から一ヶ月と経たずに連立政権の運営は暗礁に乗り上げる。三藩提携すら形骸化しつつあり、各地で反乱が頻発する中、中央は政争と

¹⁰⁸ 前掲『木戸孝允日記』二、p. 57～58。

権力空洞化に見舞われて政権瓦解の危機が再燃する。

その一方で、非薩長有力大藩の急進改革派も、地方の民衆を犠牲にして急進的な開化事業を進める木戸派を批判して、政府への参加を求めている。

また、新政府の貢租増徴にさらされた府県の農民は、打ちこわしだけではなく、焼き打ちを繰り返して、県庁や大参事の居宅を焼き打ちし、下級官員を殺害するなど、激化し、府県支配を揺るがしていた。こうして、木戸派は、まったく孤立して進むべき方向をなくしていた¹⁰⁹。

このような状況で浮上したのが「廃藩論」であった。これは兵部省中堅の鳥尾小弥太、野村靖、山県有朋らが廃藩による、上からの中央集権の徹底を主張する。木戸はもちろん、西郷や大久保も賛同する。西郷も、非薩長有力藩の改革が、政府の政治改革に先行する勢いを示している事態を注目していた。すでに名古屋・徳島・鳥取藩などが廃藩の建白を提出するなど一部の藩で議論の俎上に上っていたものの、その具体的内容の相違や急進性から進展はほとんど無かったが、明治政権崩壊を目前にした状況が一気にそれを推し進めることになった。

¹⁰⁹ 井上勝生『幕末・維新（シリーズ日本近現代史1）』岩波書店、2006年、p.189。

第五章 廃藩置県の断行

第一節 諸藩財政の窮迫

明治二年に戊辰戦争が終結してから、明治四年に廃藩置県が実施されて藩が消滅するまでの間、諸藩の財政はますます悪化の一途をたどった。特に、前述したように戊辰戦争の軍事費が諸藩の財政を苦しめたことや東北地方を中心とする東日本全域にわたる凶作が、さらに藩財政に追い打ちをかけることになった。また、幕末時点で諸藩の財政はどこもうまく行っていないだったが、それに戊辰戦争の戦費が重くのしかかる。例えば、熊本藩では兵器や弾薬などの費用をふくまない出兵費だけで約10万9000両を要し、この額は年間収入の半分を占めたという¹¹⁰。

そして、諸藩の1864年から1868年までの五年間の貢租収入の平均は、277藩の合計では912万石余りであり、これを1871年の貢租石代相場3円76銭で換算すると3430万円になる。一方、同年の廃藩置県時点の藩債は、内国債7413万円、外国債400万円、計7813万円であり、これに藩札発行高約4700万円を加えると藩の負債額は1億2500万円にのぼる。この数字は脱漏がかなりあると思われるが、それでも藩は平均して歳入の3.64倍の負債をかかえていたのである。これは当時の藩の財政能力ではとうてい返済できる額ではない。藩財政は破綻していたのである¹¹¹。

あるいは肥前藩の場合、幕末以来発行した藩札の八五パーセントが軍艦購入費と出兵費にあてられ、さらにそれでも賄いきれず、明治二年に同藩で新たに発行された藩札の額は同年の家禄をのぞいた藩財政額に近いものとなっており、藩札は償還不能な発行額に達していた。¹¹²

また朝敵とされた敗戦諸藩は、会津藩23万石と請西藩1万石の全領地没収を始め、全二十五藩232万余石中103万余石が没収され、各藩とも自主改革が非常に困難な状況に追い込まれていた。

¹¹⁰ 勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年、p. 43。

¹¹¹ 中村哲『明治維新』集英社、1997年、p. 77。

¹¹² 前掲『明治維新』、p. 43。

新政府側の諸藩は戦費と借金が、敗戦側は戦後処理に伴う領地没収が藩財政にダメージを与える中で、明治二年には東北地方を中心として東日本全域を凶作が襲い、東北地方の太平洋側では前年の三割程度の収穫しかなかったという。仙台では元年10月から三年3月にかけて、米価が三倍¹¹³となり、米不足によって中国から米を輸入することで凌いでいたという。これが藩財政に追い打ちをかけた。

1870（明治三）年における諸藩の借金（藩債と藩札の合計）の平均は、じつに収入の三倍に達している。諸藩の財政は破綻していた。大・中藩（五万石以上）の平均が2.63倍、小藩（五万石未満）の平均が3.58倍である。¹¹⁴

収入 \geq 借金の藩は大・中藩ではわずかに二藩（静岡藩、佐倉藩（現在の千葉県佐倉市））で、薩長土肥の新政府側の最有力藩でも薩摩1.77倍、長州3.61倍、土佐2.12倍、肥前2.3倍と長州を除いて平均を下回るものの、どこも藩財政は大幅な赤字であった。借金まみれで収入増が望めなければ支出をギリギリまで切り詰めるしかない。

維持費がかかる大規模な固定資産をまず取っ払おう。明治三年、長州藩や熊本藩などの名だたる藩を始めとした計一九藩が城郭の取り壊しを政府に申請している。城郭の多くは後に1873（明治六）年の「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」¹¹⁵通称、廃城令で軍事転用するものを除いて大部分が廃棄あるいは売却処分となっているが、やはり明治政府としても維持コストがバカにならないというのが大きな理由であった。

次に人件費である。士族への給与である家禄の削減が全藩で実施された。実施内容には各藩で違いがあるものの、上層士族を大幅に削減し、下層士族は低削減率あるいは維持される「上

¹¹³ 前掲『明治維新』、p. 86。

¹¹⁴ 前掲『明治維新』、p. 86。

¹¹⁵ 全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方は1873年（明治6年）1月14日に明治政府において太政官から陸軍省に発せられた太政官達「全国ノ城廓陣屋等存廃ヲ定メ存置ノ地所建物木石等陸軍省ニ管轄セシム」の件および同じく大蔵省に発せられた太政官達「全国ノ城廓陣屋等存廃ヲ定メ廃止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」の件の総称。陸軍が軍用として使用する城廓陣屋と、大蔵省に引渡し売却用財産として処分する城廓陣屋に区分された。単に「廃城令」、「城郭取壊令」または「存城廃城令」と略されて使用されている場合が多い。

損下益方式」が取られた。明治三年九月の藩制にともなう禄制改革にともなって家禄の削減は以下の通りであったという。¹¹⁶

割合	藩数
五割以上	九藩
四～五割	十九藩
三～四割	三十六藩
二～三割	六十八藩
一～二割	五十五藩
一割未満	四十四藩
変更なし	五藩
増加	二十六藩（下層士族の増録によるもの）

それでも人員削減でもある。朝敵として7万4000石から2万4000石（実収1万石）という最大の石高減を強いられた長岡藩では士族8225人に対し、諸経費を差し引いた人件費として当てられる額は1700石しかなく、給与として必要なのはその10倍の1万7000石、不足分は1万5300石にも上った。

かくして明治三年1月、長岡藩は藩内の士族に対してほかへの移住、蝦夷地の開拓、帰農帰商策など¹¹⁷を諮問、同年7月6日

¹¹⁶ 前掲『廃藩置県』、p. 89より作成。

¹¹⁷ 前掲『廃藩置県』、p. 90。

には、大参事以下の藩庁官員と兵士以外は全員が農・商業の職に就くこと、農・商業への転職を命じられた者（農士・卒士と称す）には平均七俵の米を支給すること、士族には米七俵（卒には米四俵）を支給する』などとした藩政改革方針が示された。

ところが、その支給分すら準備できず、政府に1万6000石の無利子貸与を申し出るがそれも断られ、士族には家族一人につき一日あたり三合七勺、卒には二合二勺ずつ支給することとし、追々「生活の道」が立つよう「勉励」するよう士族卒に求めた。

118

収入の増加（年貢の増徴）が見込めない以上、財政悪化に対処するために各藩は、否応なしに支出の削減を余儀なくされることになった。支出の中心は士族に給与する家禄である。とすれば、家禄の削減以外に具体策はない。版籍奉還に伴う「諸務変革令」で知藩事の家禄が歳入の一割と決められたこともない、士族の家禄もこれに準拠する指示が出されたことにより、1870年（明治2年）6月から禄制改革に着手する藩が現れた¹¹⁹。

また、中央政府は制度改正を一律に押し付け、1万石以上の藩に対してフランス式兵数60人の供出を要求した。小藩はこれに応じきれなかった。そこで、みずから廃藩を願い出て、廃藩を申請する藩が続出する。

これにつづいて、財政破綻の盛岡藩（13万石）の知藩事が辞任し、長岡藩（削封されて2万4千石）、多度津藩（1万石）、丸亀藩（5万5千石）、龍岡藩（1万6千石）、津和野藩（4万3千石）などが、廃藩を願い出た。その中には、盛岡藩は20万石の大藩だったが、東北列藩同盟に加えたため7万石を削られ、そのうえ70万両の献金を要求されたのである。

こうした小藩の自主的廃藩が見られた時期、政府内では、府藩県三治体制の徹底化を意図する動きが顕着になってくる。また、戊辰戦争の戦費300万両のうえに遷都、新政府の樹立などで、明治新政府はいくらお金があっても足りない財政状態に落ちていた¹²⁰。このように、各藩は、新たに軍事費を供出しなけれ

¹¹⁸ 前掲『廃藩置県』、p. 91。

¹¹⁹ 前掲『廃藩置県』、p. 88～89。

¹²⁰ 松本建一『日本の近代（1）開国、維新』中央公論社、1998年、p. 332。

ばならないことから、抜本的な財政改革を迫められることになった。

こうして、1870年（明治2年）12月には、吉井藩（1万石）、狭山藩（1万石）が廃藩を願い出、許可された。かくて、維新政府は、統一国家の中央集権化のために、廃藩置県を断行する時機がきた、と判断した。

廃藩置県実施前までに長岡藩や盛岡藩など一十三の藩が自主的に廃藩を申し出て他の藩や県に統合された。長岡藩はほぼ政府から見捨てられる形で、盛岡藩は廃藩に追い込まれている。

このような火だるま状態の藩財政に油を注ぐ決定が明治政府でなされる。明治三年九月に公布された「藩制」では歳入の使徒や借入の処理方法などの規制を定め藩財政の自主権が大幅に制限されるとともに、藩の歳入の九パーセントを海陸軍費として政府に上納することが定められた。さすがにこの決定は各藩の猛烈な反発を招き、その議論の過程で廃藩置県という案が政府内で浮上していくことになる。

第二節 長州藩における廃藩論の台頭

廃藩論が政府内部で公然と提起されたのは、1871年7月初旬であった。1871（明治3）年7月、山県有朋邸を長州藩士鳥尾小弥太、野村靖が訪れ酒を飲みながら時事を語り、その中で廃藩置県を山県に提案したという。明治新政府は、廃藩置県によって中央集権の基盤を構築した。

廃藩置県は長州藩出身の若手である鳥尾と野村の突き上げをきっかけに、クーデター的断行へと急展開したが、背景には大蔵少輔井上馨や兵部少輔山県有朋の、財政の確立と兵権の統一に対する強い切迫感が存在した。つまり、鳥尾、野村はともに兵員改革に従事した経験を持ち現在は在野にあったことから軍事面での中央集権化の必要性を痛感していたと考えられる。しかし、どのように廃藩論が浮上したのか。

発端は鳥尾と野村であった。新政府を諸藩と対峙させることによって政権両派の再統一と求心力を回復させようとしたのである。両名の意図を直接にうかがい知る史料は現在見つかって

いないが、彼らの行動は政治の停滞によって引き起こされたものであると考えられる¹²¹。だから、井上は、廃藩置県の動機となった鳥尾と野村が証言を残さないで死んでしまったことは、「誠に残念」であると語っている。

三藩提携論によって政府は強化され、兵制改革を通して中央集権の必要性を痛感した。そこで、彼らの頭に浮かぶのが、廃藩による一気の中央集権策である。

しかし、長州藩の合意が成立しても、薩摩藩の合意がなければ廃藩は実現できない。だから、山県が西郷を訪ねた。西郷も中央集権化そのものには賛成であり、その実現手段として藩力に依拠する三藩提携論を提起したことは、すでに、見てきたところである。そして、その実現の責任を負う参議という重職に置いていた。当時の諸藩の廃藩への動きも西郷に強く作用していた。

西郷は、

「此上は私気張候はゞ随分御変革の処も受合で可=相調
-との事に付、左候はゞ相はまり可レ申」¹²²

として協力を約束した。彼は国家の中央集権化、近代化について次のように認識していた。

「当時は万国に対立し、気運開立候に就ては逆も勢ひ難防次第に御座候間、断然と義を以郡県之制度に被復候事に相成、命令被相下候時機にて、御互に数百年來の御鴻恩私情に於ては難忍事に御座候得共、天下一般此世運に相成、いかゞしても十年は防がれ申間敷、此運轉は人力之不及処と奉存候。此際に乘じ封土返献の魁よりして、天下一般の着眼と相成上は、色々議論相立候而は、是迄勤王の為に幕府掃蕩被遊候御趣者も不相貫、殊に頼朝以來私有の権を御一洗被為在候御功績も難相立事に候得者、決て異議は有之間敷候得共旧習一時に散し候事に候へば異変無之共難申国々も不相知に付、於朝廷者戦を以被決候に付確乎として御動揺不被為在候。間夫丈者御安

¹²¹ 前掲『廃藩置県』、p. 153。

¹²² 渡辺盛衛編「桂四郎への答書」『大西郷書翰大成』四、平凡社、1941年、p. 11。

心可被下候、此運に当り私有すべき訳無之に付、大体變動の様相も相見え不申候得共、此末処置を間違候はゞ、如何の変態に押移候哉も難計事と。」¹²³

歴史の流れには人力の抵抗できない力がある。ましていまだ容易には脱しがたい対外的独立の危機は、急速な中央集権化と近代国家形成の必要性を西郷に認識せしめたのである。だから、廃藩置県の断行に際して西郷は三藩献兵を提議し、この精兵部隊を率いる彼の威圧によって、抵抗を未然に排除した。

そして、西郷は山県の提起を受けた6日の夕方、早速大久保を訪ね、廃藩論を伝えた。大久保は、藩力に依拠する三藩提携論、ひいては府藩県三治体制の徹底化による中央集権化策の限界を悟ったのではないかと考えられる¹²⁴。このように、中央集権化自体を放棄できない以上、残された途は唯一つ、一大飛躍たる廃藩断行しかないだろう。

木戸、西郷、大久保三者の合意が成立すると、薩長両藩による廃藩実施への動きは急速に進んだ。西郷は、非薩長有力藩の改革が、政府の政治改革に先行する勢いを示している事態を注目していた。木戸と大久保は、中央政府の統合構想について、立法重視か行政重視かをめぐって対立したが、もっと根本的な上からの廃藩断行という急進的な中央集権徹底の目標を立てることで、両者は協力するようになった。¹²⁵

その一方、廃藩クーデターについて公家の岩倉と三条には、わずか2日前に知らされたにすぎなかった。非薩長有力藩の政治改革運動にも参加していた土佐藩の有司には廃藩断行計画は、ついに知らされなかった。さらに、非薩長有力藩には、何の連携もなかった。

かくして9日に、西郷、大久保、木戸、井上、山県の薩長の要人が木戸邸で密かに練った廃藩置県案は三条実美・岩倉具視・板垣退助・大隈らの賛成を得たのである。

廃藩置県の構想は、かなり倉卒に、政府改革計画のプロセス

¹²³ 前掲「桂四郎への答書」『大西郷書翰大成』四、p. 21。

¹²⁴ 前掲『廃藩置県』、p. 56。

¹²⁵ 前掲『幕末。維新（シリーズ日本近現代史1）』、p. 190。

の中で出て来たらしく、木戸や大久保らよりも一つ若い世代の山県有朋ら、その連中がいわば突き上げて、こういう形で御親兵を作った以上、この機会に地方の権力を一気に中央に集めよう、西郷がそれに賛成するならば、今の機会にやれるということのでかなり強硬に廃藩置県をやろうとする。

第三節 薩長両藩の秘密会談

明治四年七月九日の夕刻、木戸の屋敷に薩摩藩や長州藩の実力者が集まった。薩長両藩の秘密会談が開かれた。廃藩置県の打ち合わせである。出席者では、薩摩藩側からは大久保利通、西郷隆盛、西郷従道、大山巖の四人で、長州藩側からは木戸孝允、山県有朋、井上馨の三人が参加し、計七人である。木戸、大久保と西郷が主役である。

この日の会談は、大久保の日記によれば、「大御変革の御手順の事、且政体基則の事種々論談す、凡相決す」¹²⁶とある。木戸も日記に

「昨日来風雨至今朝東風尤烈都下之破損不可数十字
参 朝制度之議員不参多し依て今日延引西郷亦不参也
大久保等大に談論彼過日来不解処も稍似有解者制度之事皆其末を論し其本を論するもの少し依て確立する甚難し二字退出邸中破損甚多し今夕西郷兄弟大久保大山弥助井上世外山縣素狂等集会此度廢藩論の順序を論す知事免職の一條は一般の知事東京着の上発令之期合也余竊に愚考する今日迅速相発期限を立三百藩の知事を東京登る之令を下すに如かずと然るときは不伏ものは自ら断然の所致あり天下諸藩形情を見るに足ると諸氏同意談論及十二字皆散」¹²⁷

と書いた。木戸の日記によれば、廃藩の発令は知藩事の上京を待つまでもなく速やかに行い、その後知藩事に期限までの上京を命じることに決したという。木戸の主張であり、諸藩の反応を探る方法であった。そして、上京の遅れや不服な姿勢をみせ

¹²⁶ 前掲『大久保利通日記』下、p. 177。

¹²⁷ 前掲「明治四年七月九日」『木戸孝允日記』二、p. 67。

た藩に対して、「断然の所致」が可能になると論じた。薩摩と長州両藩の実力者の密議で廃藩置県を断行することについてのおおよその合意が出来上がったのである。そして、廃藩置県を前提とした政府改革が極秘に検討されていく。

一方、この密議は薩摩と長州両藩に限られ、前述した三藩提携を約した土佐藩には知らされていない。下山三郎『近代天皇制研究序説』が指摘するような政府がすべての藩と等距離に立とうとしたことは原則であるが、最終的には、やはり薩摩と長州両藩の提携が優先されたように思われる。それは版籍奉還の際、木戸がまず薩摩藩との調整を第一としていた。勅使の派遣も薩摩と長州両藩に限られている。木戸や西郷の意識にも、やはり薩摩と長州両藩の優先を重視することがあったように理解できる。

この薩摩と長州両藩の密謀は、廃藩置県後の人事を相談し、7月12日まで続いた。そして、廃藩の発表については、迅速にいつせいに発令するように決定された。それぞれの管轄地にいる藩知事に対しては、廃藩の発令後に上京を命じることにしている。前述した明治四年七月九日に木戸の日記がうかがわれる。それは諸藩の側の反応を判然とする方法である。上京が遅れたり、不服な姿勢をみせた藩に対しては、断固たる処置を予定したのであった。

ついで、薩摩と長州両藩実力者の密議の内容は、三条と岩倉に伝えられた。廃藩断行の企図は、7月12日の段階ではじめて両者につげられている。この点、廃藩に独自な見解をもっていた岩倉に対しては、連絡を遅らせようとする意見も存在した。

「朝西郷大久保と弥着手の都合を密談互に雖有異論如此大事件十分如意なる事甚難し依て先其大略を定め相決す細目は尚後日を待て欲議於于此西郷と一同大臣公へ此事件を言上し奏聞の上速許可あらんことを願ふ岩卿へは大久保と此度之の次第を相陳述す元來岩卿には前に不告之論あり然るに卿も亦御一新來關係大事故に今日不忍不告依て余其情実を論し終に與大久保此因を告二字退出三條公に至る未歸館無之依て余岩卿に至る歸途江藤に至り大隈に会す七字歸家三浦梧楼山尾庸來

まず、三条に告げて廃藩断行への同意を引き出し、上奏をえてその後に岩倉に知らせてはどうかという。だが、木戸は岩倉が発足以来の政府の中心であったことから、事前に知らせないのは忍びないと主張し、12日に木戸と大久保が岩倉をたずねて廃藩を断行する決意を伝えたのであった。同じ日、三条に対しても、木戸と西郷の密議の結末を告げている。

木戸は12日に、藩体制の解体論者であった大阪の伊藤博文に宛て、

「爾後彌御壯榮大賀此事に御坐候さては御一新以來之宿志不圖之機會にて稍相達候運立至不顧微力頻に盡力聊成功を相樂申候付ては御引受之關係益至大何卒片時も可成丈け速に御東歸御待仕候于時過る九日猛烈之風雨人家其外莫大破損怪我人等も不少よし……(後略)」

129

「御一新以来の宿志」が達成に至ったことを告げ、「聊成功を相樂申候」と書き送った。

それから、この七人（木戸、山県、井上、大久保、西郷隆盛、西郷従道、大山）は軍事力を背景とした廃藩の断行が決定、旧大名である知藩事は東京に集められて華族となり、藩は県に変更、中央からあらたに県令が派遣される、藩の借金は藩財政も含めて政府に一元化されるなどの方針が定められた。

第四節 廃藩置県の構想

1 木戸孝允一「万国対峙」

「尾大の弊」を指摘し続けた木戸は、藩力が政府の障害とならないようにすることを念頭におき、一方で薩長土三藩の協力のもとに最終的に廃藩の方向に進めようとしている。木戸は6月11日の夜にも岩倉を訪問して次のように語っていた。

¹²⁸ 前掲『木戸孝允日記』二、p. 68～69。

¹²⁹ 前掲『木戸孝允文書』四、p. 254。

「過日来此度薩長土三藩の兵殆一萬を親兵に召させられ、朝廷を保護し御基礎之確立を助けられんとす、故に三藩も亦屹度此御主意を奉戴し天下速に一途に帰し諸藩の方向弥一定する之尽力あらんことを望む、則版籍返上を以第一段とし、此度聊其实を挙げ方向をして一定せしむるを第二段とするの尽力なくんはあるへからず、依て余愚按の件々を陳述し制度一定後已に未天下一般之、朝命を不聞此機を以て諸藩へ同一の命を下し帰一の実を挙げんとす故に再三其大旨を論議せり」¹³⁰

木戸は三藩の兵力を親兵に組み入れてその協力体制をととのえたことを契機に、版籍奉還をさらに大きく前進させた第二段目の改革を断行するように論じていた。「天下一般之朝命」を強調し、「諸藩へ同一の命」を下し、「帰一の実」をあげてを求めている。これは、のちに実現された全般的廃藩断行の直接の契機となった意見ではないが、兵力を背景にしたを強く進言したものとしてであろう。それは段階的に廃藩へ向こうことを求めた主張といえよう。

だが、その木戸にとっても、全般的廃藩の断行にはやはり危惧があった。木戸はそれまで廃藩断行を直接に提起しなかったのは、薩摩藩の動向と心配があることに起因する。したがって木戸は、みずからの念願とする廃藩断行について薩摩藩側とりわけ西郷の同意さえ得られれば、その実施も喜びであった。

木戸は、政治行動の目的をいつも強く確認しつつ行動した。幕末の最終局面の木戸の政治目的は、外圧対抗の国家的態勢がとれないと確信したからである。明治期の彼の政治目的は、世界の情勢（「宇内之大勢」）を睨みながら、欧米列国に並列することが出来る新国家の建設であった。維新の目的は、「宇内之大勢」に追いつくであり、言い換えれば欧米列強の世界跳梁という新しい時代情勢の中で「皇国を維持する」ことであった。そのことはまた「世界万国と並立する」とか、「世界万国と対峙する」という言葉で語られた。しかし言うまでもなく、この様な認識は、時代の認識であって、木戸にのみ特有なものではないでしょうか。

¹³⁰ 前掲『木戸孝允日記』二、p. 51～52。

木戸は、「維新の目的」（「維新之宏謨」「維新之皇謨」）をまず明確に認識しなくては政治行動ははじまらないと常に強調する。前述した「版籍奉還の建言書案」では、「抑一新の政たる、無偏無私、内は普く才能を登庸し、専ら億兆を安撫し、外は世界各国と併立し、以って邦家を富嶽の安きに置くに在」と。また、同年 11 月の「賞典禄給与中止の建白書」では、

「抑一新之御盛挙は、内億兆（国民の意）をして安撫、其処を得せしめ、外世界万国と並立する之叡旨にして、誠に前途之目的、不容易。一新之御盛挙は固より希有之御成業と雖も、必（畢）竟内国之事に係わり、自今海外に關涉して、為将来根軸を被為定候は、真に至重至大、未曾有之御事にして、前途實に悠遠と奉存候。今日内治之艱難に際し、挺身命、報邦家候は、元々志士仁人之所不避に可有之、就而は速に今後天下一致、対海外候而皇国之基本確定仕候事、至切至要と奉存候」¹³¹

と述べたが、これなどは廃藩置県の目的が明らかに見られる。

また明治元年 12 月の「学校振興の建言書」は、

「熟々将来之形勢を推考仕候に、一般之人民無識貧弱にして終に今日之体面を不一変時は、譬二三之英豪朝政を補賛仕候共、決而不能振起、全国之富強して勢王政も亦不得不陷専圧。元来国之富強は、人民之富強にして、一般之人民、無識貧弱之境を不能離ときは、王政維新之美名も到底属空名、世界富強之各国に対峙する之目的の必失其実。付而は、一般人民之智識進歩を期し、文明各国之規則を取捨し、徐々全国に学校を振興し、大に教育を被為布候儀、即今日之一大急務と奉存候。今日より端緒を被為開候とも、固より不尽多少之歳月ば、不能举其実は当然之道理に而、勿卒文明各国之形様而已を模倣いたし候は、必良図に有之間敷、却而国家人民之不幸を醸

¹³¹ 前掲『木戸孝允文書』八、p. 76～77。

と述べている。そこで、ここで確認しておきたい一つの点は、万国対峙の目的に向かうには、近代西洋的な国民国家を建設する必要があると、木戸が自覚している点である。この建言書の冒頭は

「王政維新、未出一年。東北之反徒、尽伏其罪。従今、勉而武政之専圧を解き、内は人民平等之政を施し、外は世界富強之各国え対峙する之思食、断而毫も不容疑儀と奉恐察」¹³³

とある。

「今日余を訪ふ西郷断然同意之返答を聴大に為国家に賀し且前途の進歩も亦於于此一層するを楽しめり余三年前大勢を察し七百年封建之體を一破し郡縣の名を與へ往々天下之力を一にし天下の人材を養育せんと欲し百方苦心同志中数名に談し快諾するもの不過一人不得止用術施策種々説破先旧幕の朱印の列を廃し 朝廷へ封土を返上し許不許は只 朝命に随ひ大に名分を可正と依て漸薩大久保等応之終に版籍返上の挙に至る然して世間粗余より出つるを察し議論紛紜可殺之説不少同藩中も多くは又誹余同志中も亦議論不少不凶至今日先年非するものも亦是となる敵たるものも為援時勢の進遷不可期ものあり余此間の苦憂自ら筆頭に尽す能わず今日聊快然の思ひを為す三字頃」¹³⁴

木戸は翌七日、廃藩により「前途の進歩」が一層進むことが楽しみであり、「快然」の思いがすると自らの日記に書いている。新政府の前途をその鋭い政治感覚をもって展望し、またその理想が貫徹できない現実に悩み、鬱々とすることが多かった。版籍奉還を推進した際には、全国あるいは同藩中から非難され、命の危険があった。それも今日に至っては、「時勢の進遷」を喜び、まさに会心の笑みをもらしたのである。

¹³² 前掲『木戸孝允文書』八、p. 78～79。

¹³³ 前掲『木戸孝允文書』八、p. 78。

¹³⁴ 前掲『木戸孝允日記』二、p. 65～66。

明治元年から廃藩置県に至るまで、維新政府は遠大な「維新之宏謨（皇謨）」を目指して試行錯誤を重ね、政府瓦解の危機に瀕しつつも、明治4年半ばには廃藩置県まで漕ぎ着けて政府危機脱出にたどり着いた。その間、「宇内之大勢」に迫っていく方向性を確立しようと木戸は四苦八苦を重ねた訳で、それらの経験が木戸をして「漸進主義」を正面に掲げさせるに至ったと言うことが出来そうである。明治4年8月28日付で伊藤博文に送った書翰がある。この書翰には、その辺の心情の変化が表明されている。

「必竟人世は四苦八苦、古人之言宜也と相考申候。そして此四苦八苦も亦決而、又猶に難被洩も、亦其中の一苦也。依而、他へは呉々も御容赦。只々将来人民之為に役人得手勝手之情実を以、無限之患害を残し置候は、力の及ぶ丈けは防禦之方略相定居不中而は在職中は一日も不安事と愚考仕候。余には別之一念も無之、此辺御合置可被下候。人情之輕薄も反覆も不珍、今更蝶々不申進候。乍去、弟も只御客にも女郎にも、必竟調和不致而は其間之損費不容易と数年間、只管仲居之周旋役を勤め、難忍を忍び今日まで一日も愉快と思ひ候事も無之消光仕候処、最早此際は去而可也とも奉存候」¹³⁵

明治4年7月14日、廃藩置県の詔勅煥発め日の『日記』に述懐している。

「朝諸官中小進退あり大隈板垣参議に被任大木民部卿井上民部大輔山縣兵部大輔岩倉卿外務卿に被任我知事公島津山内鍋島等へ今日廃藩の令発するに付、勅語あり名古屋池田細川蜂須賀の諸知事改正の建言有之しに付別に、勅詔あり皆小御所也於大広間第二字、出御五十六藩の知事被召出廃藩の詔勅被為、仰出一統当官を被免於于此七百年の旧弊漸其形を改む始て稍世界万国と對峙の基定ると云ふべし

余御一新の際、諸藩京都の戦争よりして東北の戦引き

¹³⁵ 前掲『木戸孝允文書』四、p. 275。

つづき漸一年を経て天下平定、然して藩々互に肩を比し、薩は長を見、土は肥を窺、各皆日本内の事に着目し、遠く宇内の大勢を一観し、世界万国に対立するの対策なし。且、朝廷微力にして、各藩各心、或は攘夷と云い、或は開国と云い、当日是を統一する遠望なくんば、天下の瓦解、日を刻し待つべし。依て、余郡県の策を定め、三条公、岩倉公に建言す。決して不可行の言あり。又、僅々の同志に相謀、或は黙して不語、或は期難。故に余一の謀略を設け、今日諸侯の封土皆朝敵徳川より授与するの姿にして、天子の璽章を不見。於干此は益明大不正名分ば如何立天下哉と。依て版籍奉還の説を主張し、説薩。其より土肥に及び、終に略朝廷に奉奏せり。於干此、又種々の議論満于天下。世間目して余を欲殺の説不少、同藩同志の士と雖も、釀危疑誹謗を聞ぐ、日としてなきはなし。朝廷も亦決之難し。終に六七月に至る。余亦必至此事を尽すと雖、事不成して受害ときは、必大事の不成を憂ひ、進退出没、此機宜を窺ふ尤も心思を勞せり

朝廷之議一決に至り、又諸侯をして、諸藩の世襲知事に定るの説也依て、又百方抗論終に世襲の二字を除く、若世襲知事の名目有之とき、決て天下を統一する難しと、然るに今日此機に至る又先年余を敵視せしもの、却て余の力を助け不知々々宿志の達する期に至る、実に人世之事不可期雖然今日於大広間、主上出御玉座の下にて大臣公勅詔を敬読被成余等又其側に侍座す五十六藩の知事平伏拝聴」¹³⁶

これは木戸が版籍奉還以来の苦心を改めて書いた。藩内から寄せられた「危疑誹謗」、徳川将軍からの判物を「天子の璽章」に改める「一の謀略」、「世襲知事の名目有之」に対する「百方抗論」などである。その苦心と心労も、「先年余を敵視せしもの、却て余の力を助け不知々々宿志の達する期に至る、実に人世之事不可期」であった。「七百年の旧弊」が改められ、はじめて「世界万国と対峙」の基礎が定まるとの喜びに浸ったのである。

¹³⁶ 前掲『木戸孝允日記』二、p.70～71。

廃藩置県以後の改革の順調な進行がもたらした自信にあったと思われる。木戸は大きな自信と楽観を与えた。彼はそのようにいう。

「爾來大勢も大に進歩し当春夏に至り候而は大中小藩の内廃藩合県或は一州一県等種々建言候藩も不少今般終に今一改正に至り総而廃藩の発令被仰出候処格別驚き候ものも無之版籍奉還を謀りし時に比すれば人心の動搖意外に御座候必竟人智の進遷如此昔日怨怒いたせしもの今日は却而大に活眼今日を助けしものも不少必竟 皇国の大幸と竊に喜悅仕候」¹³⁷

すなわち、木戸は日本社会の「大勢も大に進歩」ととらえていたのである。そして、かかる時代認識の下、将来の展望も明るいものである。

また、同書簡で彼はさらに述べる。「先会計も一に帰し兵制其外総而一に帰し候上は十年後の処は措置を誤り不申候得は其屹度大策は相立候事無疑と楽み申候」¹³⁸木戸は自国の改革の前途への楽観、自信が反映し、日本の都合のよい、極度に楽観的な評価につながったと思われる。

2 大久保利通一「大事の成る」

大久保の明治4年7月10日の日記には、政府内に反発の強い大隈を参議に任ずることには反対であった。

「木戸子政体の事猶又巨細を談ず、小子見込異なり種々論破す猶勘考之上云々申置く老西郷子も入來凡談合之上木戸子被歸小西郷子ニ談し山縣子行い説しむ」¹³⁹

だが、このような争いも、大久保は12日にいたり、異論があってもそれを論ずれば「大事の運に關す」と妥協していた。

「朝木戸子西郷子示談凡相決し概略見込申入候方ニ

¹³⁷ 前掲『木戸孝允文書』四、p. 277～280。

¹³⁸ 前掲『木戸孝允文書』四、p. 277～280。

¹³⁹ 前掲『大久保利通文書』四、p. 340。

決し其餘異論ありと雖是レを論ハ大事之運ニ關を故ニ、
篤と熟考今日ノママニシテ瓦解せんよりハ、寧口大英斷
ニ出て瓦解いたしたらんニ如ずと、仍て大事の成るを目的
ニして小事を問はず同意いさし候」¹⁴⁰

大久保は不満を示しながらも、「大事」を成就させるために同意したのである。

同日に岩倉は大久保に宛て、何分にも意外な大變革で「恭悅と申迄もなく候得共狼狽」と書き送っている。

「今日四字出頭ヨリ申入置候得共今朝御咄シ秘密一件事ニテ條公方行向候間御斷申入候何分意外之大變革頓發恭悅ト申迄モナク候得共狼狽急ニ夫々手筈申合候タメ出懸候事ニ候早々如此候也」¹⁴¹

それに対して大久保は、王政復古のクーデターに望んだ時と同様の決死の心境にあると、廢藩置県のことに関心を告げ、断行を促し不退転の決意を岩倉に書き送った。

「御書謹讀仕候今日四字頃より參昇可仕含み罷在候處大變革一條ニ付條公れら御談之趣御尤ニ奉存候實ニ不容易事件ニ候得共此度の斷然御果決無御坐候テハ相濟不申子細れ今日之姿ニテ區々相過候テハ不可言之事體ニ陥り候ハ顯然たる事み御坐候仍小臣等ニ於テハ丁卯冬大御發表之時み處し候同様與心決仕居候必御孤疑なく御裁斷被為在候様吳々千禱萬祈仕候拜復而已如此勿々謹言」¹⁴²

三条、岩倉らの動揺に対しては、疑心することなく、必ず廢藩置県への「裁断」を下されるように釘を刺したのである。

大久保自身はどちらかといえば廢藩には慎重であったが、このまま政府内部の対立による政治的空白状態が長引くよりは、政府首脳の方針が一致しつつある今、廢藩という思い切った政策を実現させ、一気に中央集権への道筋をつけたほうがよいと

¹⁴⁰ 前掲『大久保利通文書』四、p. 340～341。

¹⁴¹ 前掲『大久保利通文書』四、p. 338。

¹⁴² 前掲『大久保利通文書』四、p. 337。

判断した。

同意の原因としたものの第一では、大久保が意外に早く実現しつつあったこと、まず御親兵の設置というかたちで具体化されたことである。いうまでもなく御親兵の設置は三年の徴兵規則と矛盾するものであり、政府内にも反対論があった¹⁴³。徴兵規則は廃藩についての政府の方針はだんだん諸藩の権限を削減して政府に権限を集中し全国共通の制度を制定してゆくのを反映したものである。早急な廃藩にとって薩長土の藩力利用が必要の前提であったのである。

「殊に少壯の輩は無事に苦しみ、一旦機会を得ば、其銳気を試みんとせり、故に当時、之を統御することは実に一大難事なりき、然るに、今や隆盛再び興起し、兵士徴集の命を奉じて帰着するに及び、壯士輩は大に喜び、奮起踴躍せり」¹⁴⁴

「当時鹿児島を発するや、政府若一大改革を行はゞ、不服の諸藩或は暴発して、再び戦争となるべしと、皆踴躍して出京したり」¹⁴⁵

原因の第二は、諸藩の動向のなかに藩体制解体の急速な進行を反映する改革や、さらには藩体制の維持が困難であることを認め、事実上廃藩を是認するような改革が広く生じたことである。

第三は、当時残した尊攘派の活動が政府打倒にむかってエスカレートし、一方では農民暴動が激化し、両者の間に連携する可能性が生じたことである。

一方、大久保ら政府首脳は士族による反乱を恐れ、西郷や山県は「反乱が起きた場合は自分達で鎮圧する」とまで言っていたが、意外な事に士族による反乱は一切起きなかった。これは

¹⁴³ 佐々木は「其節高行は三藩より御親兵を出す事も不同意なり」（前掲『保古飛呂比』第四巻、p. 482）、としており木戸も岩倉へ「此度薩長土の一条にても実は下策にて今日不得止に出元より上なるものに無之……朝廷上公正の道を御曲被為遊候ときは一旦薩長土を以圧すると雖も必諸藩誓て不服又薩長土も終に必不合もの出来仕候は必然と奉存候万々も朝廷上において薩長土へ倭する如き御所致有之候ては一大変にて……」（前掲『木戸孝允文書』四、p. 196）と批判を述べている。

¹⁴⁴ 勝田孫弥著『大久保利通伝』中巻、同文館、1911年、p. 842。

¹⁴⁵ 前掲『大久保利通伝』中巻、p. 843～844。

版籍奉還によって土地や人民を既に天皇に返上した以上、廃藩に反対する理論的根拠が無い事や、政府軍の威圧など様々な要因があったためとされる。

旧藩主たる全国の知藩事達からも特に何も反対意見は出てこなかったが、ただ一人、島津久光だけは怒りのあまり屋敷で花火を打ち上げて鬱憤を晴らした。西郷が東京に行く前久光は「廃藩に同意してはならない」と釘を刺していたため、完全に裏切られた形であった。政府は久光を慰撫するため、5万石を家禄とし、位階を従三位から従二位に上げた。

1871年7月14日、廃藩置県のクーデターが決行された。それは、明治国家が中央集権的な国民国家として完全するための、いわば第二革命であった。このように、王政復古に続く第二のクーデターたる廃藩置県はさしたる暴動も起こらず粛々に行われ、大久保の念願だった中央集権化は一気に進んだ。こうしてようやく明治政府及び近代日本の大まかな形が整った。太政官制の発足に伴い、民部省が廃止され大蔵省に統合された。大久保は大蔵卿に就任し、産業・財政・地方行政を掌握する強大な権限を得るに至った。

第五節 廃藩置県の衝撃

薩長両藩の秘密会談の後、7月12日に左・右大臣である三条実美、岩倉具視と板垣退助、大隈重信に廃藩置県断行が通告されるとともに天皇に上奏され、廃藩置県の実施が正式に決定される。岩倉は「意外の大変革」と驚いたという。

7月14日午前一〇時、長州、薩摩、肥前、土佐の知藩事四人（土佐は代理の板垣退助）が集められて天皇自ら廃藩置県が伝えられ、ついでかねてから廃藩を建白していた名古屋、熊本、鳥取、徳島四藩の知藩事が呼び出され同様に天皇が自ら伝えた。午後二時、在京知藩事五六名が皇居に集められ、明治天皇の前で右大臣三条実美が廃藩置県の詔書を読み上げる。廃藩置県の全文は、つぎのようなものであった。

「朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以

テ萬國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸
セシムヘシ朕囊ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩
事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或
ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安
シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ
藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ
弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕カ
意ヲ體セヨ」¹⁴⁶

これによって、徳川幕藩体制の基礎となっていた封建制度の
枠組みが完全に崩壊することとなった。廃藩置県に対する諸侯
の反乱を警戒して西郷・山県らが臨戦態勢にあったが幸運にも
武力反乱は起こらなかった。勝田政治氏¹⁴⁷の『廃藩置県』による
と第一に、すでに版籍奉還で天皇から委任されるという形式に
なっていたため大義名分が立たないこと、第二に薩長土三藩に
よる御親兵という軍事力の抑止、第三に華族への転身や借金を
政府が受け入れ、家禄も保障される等知藩事と士族に対する優
遇策、第四に知藩事自らが家臣団の反乱をしないよう説得した
ことなどが反乱がおこらなかった要因として挙げられる。

廃藩置県は平安時代後期以来続いてきた特定の領主がその領
地・所領を支配するという土地支配のあり方を根本的に否定・
変革するものであり、明治維新における最大の改革であったと
言えるものであった。

廃藩置県後の7月19日、新体制が発足する。太政大臣、納言、
参議で構成される立法行政司法三権の最高決定権を持つ「正院」、
「正院」に採否の権限があるものの、諸立法を議し、議員の多
数決によって議事を決定する「左院」、各省庁長官と次官で構成
され、各省法案や行政上の利害を審議し、「正院」に提出してそ
の決裁を仰ぐ「右院」の三院からなる「太政官三院制」が確立、
1885（明治18）年の内閣制度発足まで続くことになる。明治中
央集権国家の基礎的な体制が誕生した。

■ 正院

¹⁴⁶ 『明宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀』二、吉川弘文館、1969年、p.192。

¹⁴⁷ 勝田政治（1952年-）は、日本の歴史学者。専門は日本近代史。国士舘大学文学部教授。前掲『廃藩置県』の作者。

太政大臣：三条実美

右大臣：岩倉具視

左大臣：(欠員)

参議：木戸孝允、西郷隆盛、板垣退助、大隈重信

■左院

議長：後藤象二郎

副議長：江藤新平

■右院

大蔵卿：大久保利通

外務卿：副島種臣

文部卿：大木喬任

宮内卿：徳大寺実則

以下長官(卿)欠員、次官(大輔)のみ

大蔵大輔：井上馨

神祇大輔：福羽美静

兵部大輔：山県有朋

司法大輔：佐佐木高行

工部大輔：伊藤博文

この新体制発足とともに大蔵大輔井上馨主導で民部省の大蔵省への合併が行われ、財政、勸業(殖産興業)、地方行政分野まで担当する巨大官庁大蔵省が誕生した。大蔵卿大久保利通は正院に参加していないにも関わらず国内行政の大部分を担うという権力の二重構造が生まれることになり、後に政府の分裂と大久保利通の独裁体制をもたらすことになる。佐佐木高行ら政権要人も大蔵省の巨大さを警戒する発言をしているが、果たしてその危惧通りの展開を辿っていくことになった。

明治4年9月2日、大久保利通・井上馨連名で三府三〇二県は三府七二県に統合が発表され、以後明治二二年に三府四三県になるまで統廃合を繰り返しつつ、現在の都道府県の政の枠組みが作り上げられていった。

廃藩置県は急激な明治国家の中央集権化をもたらして様々な近代化改革の基礎となり、海外列強と肩を並べる強国を作る原動力となったが、急激過ぎた諸施策のひずみは士族の反乱や農民暴動、格差の拡大などとなって社会を混乱させ、また大蔵省

をはじめとして肥大化した官僚機構が正院の統制下を外れて各省庁割拠状態になり、やがて西郷や板垣など中枢の要人が政争を経て政権を離れ、大久保利通独裁体制を生み出していく。

その先にあるのは弱い内閣、肥大化した官僚機構、従属する司法、いざというときに歯止めのきかない構造的欠陥を抱えた明治憲法体制で、その修正は何度も試みられながら、失敗を繰り返して、廃藩置県から半世紀余り経った二〇世紀前半、日本を極限まで追い詰めることになる。



第六章 結論

諸藩を基盤として誕生した維新政権は、天皇をトップに据えて諸藩からは相対的に独立した維新官僚に指導されたが、基本的には諸藩に依拠する政権であった。そして、迫り来る欧米列強の圧力のなかで独立を維持するためには、中央集権国家の樹立がぜひとも必要となった。ところで中央集権化にあたって最大のネックとなったのが江戸時代以来の雄藩である。特に、当時政権の主導権を握る長州藩と薩摩藩である。

廃藩置県は、薩摩藩と長州藩両藩の決定により、両藩でも木戸、大久保、西郷の三名の主導により断行されたものである。明治初期、大久保と木戸の基本構想は、集権的な統一国家の形成にあたり、藩に依拠する幕藩体制は脱ぎ捨てられ、権力のさらなる集中が図られることになった。

しかし、諸藩に依拠しなければならない維新政権にとって、藩体制を一挙に解体することは至難のわざであった。そこで、藩体制を維持しながら中央集権化を進めるという、矛盾した困難な途を模索することになる。

こうした木戸と大久保が、廃藩置県を急いで断行した理由については、外圧の影響を重くみる意見と、外圧より国内の矛盾を重視する見解の二つがある。ここでは、廃藩の諸要因を以下の三点にまとめてみた。

第一に、戊辰戦争以後の藩財政のいっそうの行き詰まりがあったことである。第二に、各地の農民一揆・打ちこわしの激化や相次ぐ反政府運動が連鎖反応的に起こり、社会的と政治的危機を増大させていたことである。第三に、政府は対外的には唯一の主権者であるが、もし藩がそのまま残っている場合は、国内支配には統一国家とは言い難い限界があり、中央集権的な統一国家になれない。木戸と大久保は、外圧と国内の諸阻害要因を、廃藩置県による国家統一への道へと踏み切って、これら諸阻害要因を克服したとあってよいだろう。

木戸は「大政御一新の御基本」を立てるためには今日の戦争（戊辰戦争）ほど「良法」はないと強く主張していた。旧体制

を解体し維新の基礎を確立するための手段として戦争を政治的に利用することは木戸の急進主義の現われである。木戸は戊辰戦争によって諸藩の力を弱めて政府の基盤を強固にするために好機となると把握している。

さらにいえば、廃藩置県までの木戸の急進主義というのは、欧化主義という単純なものではなく、天皇を中心とした中央集権体制の確立を急務とするがゆえの「急進主義」であり、脅威をもたらす諸外国に向き合う体制を調整するための改革であった。

木戸の内政改革の目標は封建的領主権の解体と中央集権制の確立であった。封建制度の改革に急進的であり早くから版籍奉還の必要性を説いて、七百年以来の武家政治の積弊を改めて、藩主が領有する土地、人民を返却させることを論じていた。

また、薩摩藩と長州藩などの有力藩が割拠する「尾大の弊」がもたらす弊害をつねに強調している。版籍奉還の際、木戸の急進的な改革意見が取り入れられて知藩事の世襲制は否定された。しかし、急進的ともいえる木戸の構想は容易にまわりからの理解が得られず、大久保との対立や各地で反乱が起こった。

そして、木戸は国家の対外的独立という究極的な目的のためにも国民の自発的な服従が必要であると主張する。漸進的に着実に進みながら、国家の文化、慣習、風俗や人情を重視していた。大局観を持った新人材の育成が必要であると説き、それを実行しようとするのである。木戸は、正確に内部抗争を抱えた中での政権の掌握・維持や政策断行は困難との問題点を指摘しつつ、大久保の反対者としての木戸自身の存在の意義に着目している。

大久保は木戸より廃藩には慎重であったが、廃藩という思い切った政策を実現させ、一気に中央集権への道筋をつけたほうがよいと判断した。大久保の考えは早急に政府の基盤を確立し、日本を名実ともに統一国家にすることである。廃藩置県は中央集権的な国家形成のための必須の前提条件なのである。

木戸は廃藩置県の詔書が出された日の日記に、「始てやや世界万国と対峙の基定まるといふべし」と書いているが、このこと

は、廃藩置県が、世界の列強に対抗できる強国をつくるという目的で断行されたことを示している。木戸の政治目的は、幕藩体制では外圧対抗の国家的態勢がとれないと確信したからである。明治期の彼の政治目的は、世界の情勢（「宇内之大勢」）を睨みながら、欧米列強に並列することが出来る新国家の建設であった。つまり、木戸は万国に対峙する政治改革を意識していた。政治や軍事大権の集中による万国対峙の急務を理解していたわけである。

しかも保守的士族勢力の代表である西郷隆盛が、廃藩置県のために積極的な役割を演じていた。彼は中央集権の統一国家に反対ではなく、三藩提携論による親兵創設を提起した。それが将来に起こることになる反乱を鎮圧する軍事力となって、廃藩置県強行の背景となった。

だから、廃藩置県の断行は、1868年の五ヶ条の誓文や1869年の版籍奉還の経過とは異なり、特に薩長土三藩軍事力を中央に放出させての親兵設置である。これによって明治政府ははじめてみずからの軍事力をもった。同時にそれは「尾大の弊」としての雄藩軍事力を吸収したのだから、一石二鳥の措置であった。

このような大変革が諸藩からさしたる抵抗も受けずに実現したことは、実に不思議な事といえよう。その主な理由は、第一に多くの藩が戊辰戦争で財政的に窮乏化し、政府と対抗する経済的な実力がもはやなかったためと思われる。廃藩置県が比較的平穏に実行された第二の理由は、藩の側にも欧米先進列強に対抗する国づくりを進めるには、中央集権体制の強化が必要だという理解がかなり深まっていたことである。

それで、廃藩置県後の中央政府のあり方も薩長藩閥的性格が弱められて権力基盤が拡大され、府県の地方政治のあり方も、地方の自主性が確保され、近代的な地方自治が発展する可能性があるようになった。近代天皇制も、専制的性格がそれほど強くならなくて、立憲君主制的なものになったかもしれない。廃藩置県は、そうした歴史の可能性を封じ込めてしまったという側面をも持っているのである。その可能性は、自由民権運動という形で再び歴史に現れることになる。

つまり、廃藩置県によってはじめて、分裂した国体が一になり、制度、法律が雑然としてまとまりがなかった弊害が改められ、政令が統一されたことが強調されている。廃藩置県の結果、ようやく中央集権国家としての明治国家が誕生したのである。雄藩などによる「尾大の弊」を廃藩置県で取り除いたことで、政権の基盤ができ、議会開設とその基礎である憲法制定という構想へと転じる。そして、それは国内の統一のみならず、欧米列強と肩を並べる基礎を立てるものになった。廃藩置県により、条約改正すなわち欧米諸国と対等関係を築く基礎が創出されたのである。



附録

附録 1

表 1 戊辰戦功賞典一覧（1,200 石以上、明治 2 年 6 月 2 日）

賞典高	親王、公家、諸侯、藩士名（出身）
10 万石	島津久光父子（薩摩、諸侯）、毛利敬親父子（長州、諸侯）
4 万石	山内豊信父子（土佐、諸侯）
3 万石	池田慶徳（鳥取、諸侯）、戸田氏共（大垣、諸侯）、大村順熙（大村、諸侯）、島津忠寛（佐土原、諸侯）、真田幸民（松代、諸侯）
2 万石	佐竹義堯（久保田、諸侯）、藤堂高猷（津、諸侯）、井伊直憲（彦根、諸侯）、池田章政（岡山、諸侯）、鍋島直大（佐賀、諸侯）、毛利元敏（長府、諸侯）、松前兼弘（松前、諸侯）
1 万 5 千石	前田慶寧（金沢、諸侯）、戸沢正実（新庄、諸侯）、徳川慶勝父子（尾張、諸侯）、浅野長勲（広島、諸侯）、大関増勤（黒羽、諸侯）
1 万石	松平慶永父子（福井、諸侯）、六郷政鑑（本荘、諸侯）、榊原政敬（高田、諸侯）、津軽承昭（弘前、諸侯）、戸田忠恕父子（宇都宮、諸侯）、黒田長知（福岡、諸侯）、有馬頼咸（久留米、諸侯）、秋元礼朝（館林、諸侯）
8,000 石	毛利元蕃（徳山、諸侯）、秋月種殷（高鍋、諸侯）
5,000 石	堀直明（須坂、諸侯）、吉川経健（岩国、諸侯）、

	小笠原忠忱（香春、諸侯）、立花鑑寛（柳川）前田利同（富山、諸侯）
3,000 石	松平忠礼（上田、諸侯）、戸田光則（松本、諸侯）、松浦詮（平戸、諸侯）
2,000 石	西郷隆盛（鹿児島、藩士）
1,500 石	仁和寺宮嘉彰（親王）、大村益次郎（山口、藩士）
1,200 石	有栖川宮熾仁（親王）など。

『明治史料』（附録）、「大政官日誌」より作成。

永世禄

表 2 復古功臣賞典一覧（明治 2 年 9 月 26 日）

賞典	公家、諸侯、藩士名（出身）
5,000 石	三条実美（公家）、岩倉具視（公家）、* 山内豊信（高知、諸侯）
1,800 石	木戸孝允（山口、藩士）、広沢真臣（山口、藩士）、大久保利通（鹿児島、藩士）
1,500 石	中山忠能（公家）、中御門経之（公家）、* 伊達宗城（宇和島、諸侯）
1,000 石	正親町三条実愛（公家）、
800 石	沢宣嘉（公家）、由利公正（福井、藩士）
500 石	成瀬正肥（犬山、諸侯）

従一位	徳川慶勝（名古屋、諸侯）
正二位	松平慶永（福井、諸侯）、浅野長勲（広島、諸侯）、山内豊信（高知、諸侯）
正三位	西郷隆盛（鹿児島、藩士）
従三位	大久保利通（鹿児島、藩士）、木戸孝允（山口、藩士）

（注）＊印は終身禄、無印は永世禄。

『明治史料』（附録）より作成。

処分された藩¹⁴⁸

- 仙台藩 - 28万石に減封（62万石）。藩主・伊達慶邦は死一等を減じられ謹慎。家老6名のうち2名が処刑、さらに2名が切腹させられた。
- 会津藩 - 陸奥斗南藩3万石に転封（28万石）。藩主父子は江戸にて永禁固（のち解除）。家老1名が処刑された。
- 盛岡藩 - 旧仙台領の白石13万石に転封（20万石）。家老1名が処刑された。
- 米沢藩 - 14万石に減封（18万石）
- 庄内藩 - 12万石に減封（17万石）
- 山形藩 - 近江国朝日山へ転封、朝日山藩を立藩。石高は5万石から変わらず。家老1名が処刑された。
- 二本松藩 - 5万石に減封（10万石）
- 棚倉藩 - 6万石に減封（10万石）
- 長岡藩 - 2万4千石に減封（7万4千石）。すでに死亡していた処刑が相当の家老2名は家名断絶とされた。
- 請西藩 - 改易（1万石）、藩重臣は死罪。藩主・林忠崇は投獄。のち赦免されるが士族扱いとなる。後年、旧藩士らの手弁当による叙勲運動により、養子が他の旧藩主より一

¹⁴⁸ 保谷徹『戊辰戦争』吉川弘文館、2008年、p. 261。

段低い男爵に叙任された。戊辰戦争による除封改易はこの一家のみ。

- 一関藩 - 2万7000石に減封（3万石）
- 上山藩 - 2万7000石に減封（3万石）
- 福島藩 - 三河国重原藩2万8000石へ転封（3万石）
- 亀田藩 - 1万8000石に減封（2万石）
- 天童藩 - 1万8000石に減封（2万石）
- 泉藩 - 1万8000石へ減封（2万石）
- 湯長谷藩 - 1万4000石へ減封（1万5000石）
- 下手渡藩 - 旧領である筑後国三池へ転封、三池藩を立藩。石高は1万石から変わらず。

所領安堵となった藩¹⁴⁹

- 八戸藩 - 藩主・南部信順が島津氏の血縁ということもあり、沙汰無しとなったと言われる。また、本家盛岡藩の久保田藩に対する戦闘では、遠野南部氏共々尊皇攘夷思想に参加していない。また、陰で久保田藩と通じる文書を交わしていることが明らかになっている。
- 村松藩 - 家老1名が処刑された。
- 村上藩 - 家老1名が処刑された。
- 磐城平藩 - 新政府に7万両を献納し、所領安堵となった。
- 相馬中村藩 - 新政府に1万両を献納し、所領安堵となった。

¹⁴⁹ 同上『戊辰戦争』、p. 261。

附録 2

表 3 関係年表

年	日	関連事項
1867 (慶応 3) 年	10月14日	将軍徳川慶喜、大政奉還
	12月9日	王政復古の大号令
	12月10日	慶喜に辞官納地を命じる
1868 (慶応 4、明治元) 年	1月3日	鳥羽、伏見の戦い (戊辰戦争始まる)
	1月10日	旧幕府領を新政府の直轄地とする
	2月11日	諸藩を3区分する (大藩、中藩、小藩)
	2月	木戸孝允、版籍奉還を建議
	3月14日	五か条の誓文
	7月17日	江戸を東京と改称する
	9月8日	明治と改元し、一世一元の制を定める
	9月22日	会津藩の降伏
	12月7日	戊辰戦争に関する東北諸藩の処分の発表
1869 (明治 2) 年	1月20日	薩長土肥四藩主、版籍奉還を建議
	1月24日	鳥取藩主池田慶徳、版籍奉還を建議 (以後、各藩主が版籍奉還を相次いで建議)
	6月2日	戊辰戦争の戦功賞典を発表
	6月17日	版籍奉還を許可し、藩主を知藩事に任命
	10月	狭山藩知事北条氏恭、廃藩を建議
	12月24日	吉井藩知事吉井信謹、廃藩を建議
	12月26日	吉井、狭山両藩の廃藩
1870 (明治 3) 年	1月	長州藩脱退騒動起こる (2月に武力鎮圧される)
	4月	盛岡藩知事南部利恭、廃藩を建議
	7月10日	盛岡藩の廃藩

	8月	岩倉具視「建国策」を作成
	11月13日	徴兵規則を定める
	12月18日	勅使岩倉具視一行、鹿児島到着
	12月末	西郷隆盛、政治意見書を提出
1871（明治4）年	2月13日	薩長土三藩から藩兵を徴して親兵とする
	6月25日	木戸孝允、西郷隆盛の両名、参議に就任
	7月4日	鳥尾小弥太、野村靖、山県有朋、廃藩置県論の提起
	7月6日	井上馨、鳥尾小弥太、野村靖会談、井上廃藩置県に同意 西郷隆盛、山県有朋会談、西郷廃藩置県に同意 大久保利通、西郷隆盛会談、大久保廃藩置県に同意
	7月9日	薩長両藩、廃藩置県断行につき秘密会談
	7月10日	廃藩置県の発令日が7月14日に決定される
	7月14日	廃藩置県の断行、3府302県となる 大隈重信、板垣退助の両名、参議に就任
	7月29日	太政官3院制の成立

附錄 3

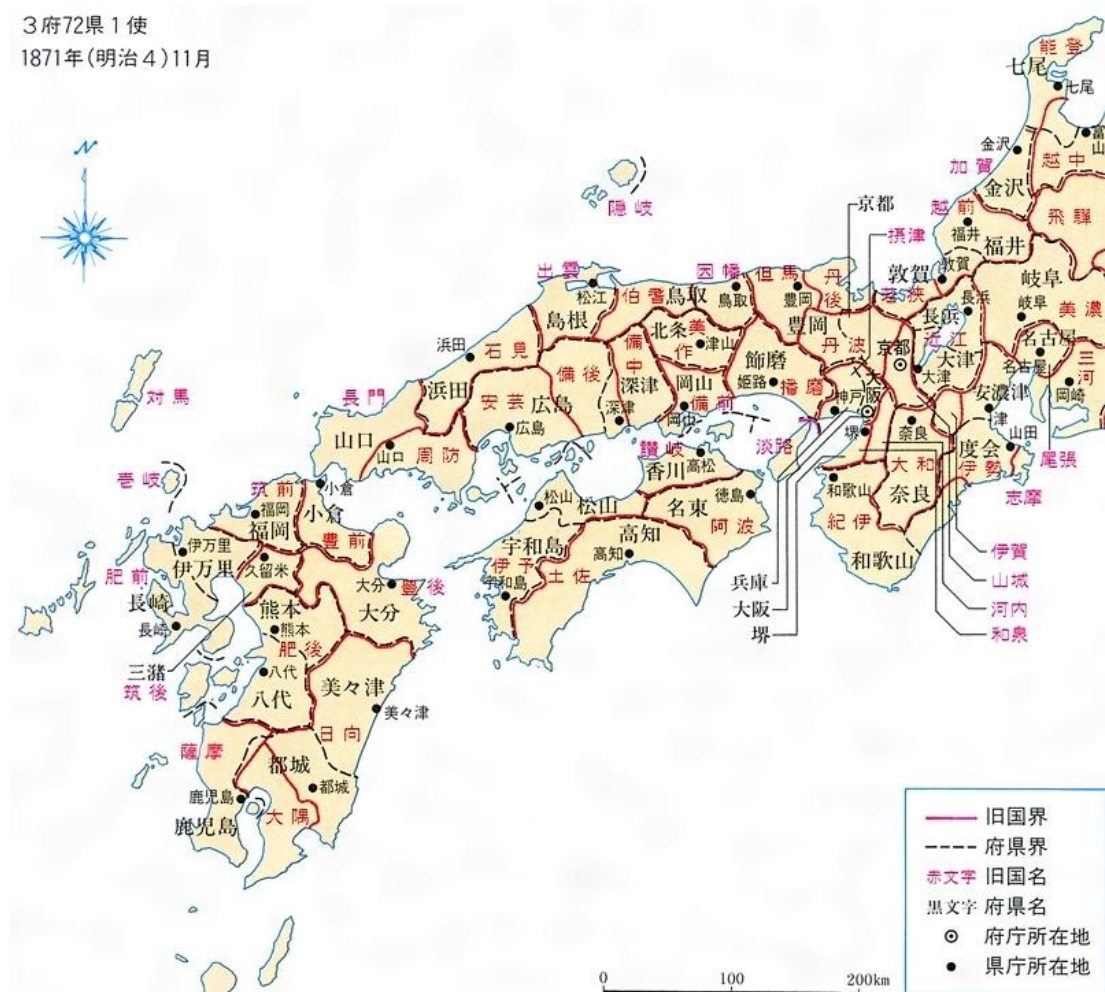
図 1

3府72県1使
1871年(明治4)11月



図2 設置された県

3府72県1使
1871年(明治4)11月



参考文献（年代順）

（一）史料

1. 勝田孫弥『大久保利通伝』中巻、同文館、1911年。
2. 西郷隆盛『大西郷全集』第二巻、大西郷全集刊行会、1925年。
3. 岩崎英重編『坂本龍馬関係文書』一、日本史籍協会、1926年。
4. 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』上、明治書院、1927年。
5. 渡辺盛衛編『大西郷書翰大成』四、平凡社、1941年。
6. 妻木忠太『木戸孝允遺文集』泰山房、1942年。
7. 立教大学文学部史学科日本史研究室編『大久保利通関係文書』三、全5巻、吉川弘文館、1965～1971年。
8. 日本史籍協会『西郷隆盛文書』、東京大学出版会、1967年。
9. 日本史籍協会『木戸孝允日記』東京大学出版会、1968年。
10. 日本史籍協会『大久保利通日記』、東京大学出版会、1968年。
11. 日本史籍協会『大久保利通文書』、東京大学出版会、1968年。
12. 宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀』二、吉川弘文館、1969年。
13. 日本史籍協会『木戸孝允文書』東京大学出版会、1971年。
14. 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、1979年。
15. 佐々木高行『保古飛呂比：佐々木高行日記』五、東京大学出版会、1979年。
16. 日本史籍協会『岩倉具視関係文書』八、東京大学出版会、1983年。

(二) 専門書

1. 江森泰吉編『大隈伯百話』実業之日本社、1909年。
2. 勝田孫弥『大久保利通伝』中、同文館、1911年。
3. 国家学会編『明治憲政経済史論』国家学会、1919年。
4. 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』下、明治書院、1927年。
5. 大久保利謙「五ヶ条の誓文に関する一考察」『歴史地理』第八八卷一二、1957年12月、および『論集、日本歴史9、明治維新』。
6. 圭室諦成『西郷隆盛』岩波書店、1960年
7. 後藤靖『士族反乱の研究』青木書店、歴史学研究叢書、1967年。
8. 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、1968年。
9. 大久保利謙『岩倉具視』中公新書、1973年。
10. 高杉晋作、堀哲三郎編『高杉晋作全集』下、新人物往来社、1974年。
11. 下山三郎『近代天皇制研究序説』岩波書店、1976年。
12. 佐々木克『戊辰戦争』中公新書、1977年。
13. 千田稔『維新政権の直属軍隊』開明書院、1978年。
14. 井上清『日本の歴史(中)』岩波書店、1988年。
15. 木村毅編『大隈重信は語る』早稲田大学出版部、1988年。
16. 由井正臣「明治初期の建軍構想」『軍隊兵士』岩波書店、1989年。
17. 井上勲『王政復古』中央公論社、1994年。
18. 田中彰『近代日本の軌跡1 明治維新』吉川弘文館、1994年。

19. 松尾正人『維新政権』日本歴史学会、1995年
20. 鳥海靖・松尾正人・小風秀雅『日本近現代史研究事典』東京堂、1995年。
21. 福地惇『明治政府と木戸孝允』高知大学学術研究報告人文科学編第44巻、1995年。
22. 小島慶三『戊辰戦争から西南戦争へ』中央公論社、1996年。
23. 長野暹『西南諸藩と廃藩置県』九州大学出版会、1997年。
24. 中村哲『明治維新』集英社、1997年。
25. 松本建一『日本の近代(1) 開国、維新』中央公論社、1998年。
26. 勝田政治『廃藩置県』講談社、2000年。
27. 井上勝生『幕末・維新(シリーズ日本近現代史1)』岩波書店、2006年。
28. 保谷徹『戊辰戦争』吉川弘文館、2008年。
29. 原口清『日本近代国家の成立』岩田書院、2008年

(三) 論文

1. 原口清「明治維新政府の成立」『歴史学研究』258号歴史学研究会、1961年。
2. 下山三郎「戊辰戦争と維新政権」『岩波講座日本歴史』14、岩波書店、1962年。
3. 藤村道生「徴兵制の成立」『歴史学研究』428号、1964年。
4. 原口清「明治前期の国家権力—天皇制国家の成立過程」『歴史学研究』316号、歴史学研究会、1966年。
5. 石井孝「廃藩の過程における政局の動向」『東北大学文学部研究年報』第十九号、1969年。
6. 毛利敏彦「廃藩置県の一考察：西郷隆盛の意図をめぐって」

- 『九州工業大学研究報告．人文・社会科学』1972年。
7. 五十嵐暁郎「明治維新の論理と構想—木戸孝允を中心に—」『神奈川法学』13巻1号、神奈川大学法学会、1978年。
 8. 原口清「廃藩置県政治過程の一考察」『名城商学』第29巻別冊、1980年。
 9. 井上勝生「維新変革と後進国型権力の形成—王政復古クーデターを中心に—」『日本史研究』271号、日本史研究、1985年。
 10. 井上勝生「明治維新と後進国型変革—1868年の政府と国家—」『日本史研究』289号、日本史研究会、1986年。
 11. 原口清「廃藩置県研究の発展のために」『歴史学研究』561号、歴史学研究会、1986年。
 12. 佐々木寛司「明治維新論争の今日的地平」『日本史研究』、日本史研究会、1989年。
 13. 高橋秀直「廃藩政府論—クーデターから使節団へ—」『日本史研究』365号、1992年。
 14. 福地惇「明治維新と木戸孝允」『高知大学学術研究報告』第44巻、1995年。
 15. 長井純市「木戸孝允覚書—分権論を中心として—」『法政史学』50号、法政大学史学会、1998年。
 16. 石井孝「廃藩の過程における政局の動向」『維新政権の成立』松尾正人編、吉川弘文館、2001年。
 17. 田口由香「幕長戦争段階における木戸孝允の政治構想」『広島大学大学院教育学研究紀要』第51号、2002年。
 18. 刑部芳則「廃藩置県後の島津久光と麿香間祇候」『日本歴史』718号、日本歴史学会、2008年。
 19. 落合弘樹「国家構想の展開と木戸孝允—往復書翰から見た木戸孝允と井上馨—」『明治大学人文科学研究所紀要』第64号、2009年。